
○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からあいさつがございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第2回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には公私ともご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

平成24年度も3ヶ月が過ぎようとしておりますが、各事務事業とも順調に推移しているところでございます。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

さて、ここで昨日の台風4号の状況について報告をさせていただきます。

雨量は、昨日の12時から現在まで76.5ミリであり、雨より風の強さが感じられる台風でした。担当課のほうで、けさ6時から8時にかけて町内をパトロールした結果、幸いのことにより利根里地区で倒木1件と、大きな被害は出しておりません。今後も台風シーズンに向けて、万全を期して対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点ほど報告をさせていただきます。

1点目はイベントの関係ですが、6月13日から17日にかけて山内地先におきまして、ほたる観賞会が開催されました。駐車場対策として、町独自に送迎バスを運行し、多くの方が利用していただきました。16日は雨で中止となりましたが、入り込み客数は4日間で2,300人、バス利用者は338人でした。

また24日には、ぐるっと長南花めぐりも予定しているところでございます。

今後もこうしたイベントを通じて、長南町のよさを味わっていただきたいと考えております。

2点目は、現在調整中ではございますが、平成23年度の各会計の決算状況をご報告させていただきます。

一般会計では、おおむね歳入総額45億4,000万円、歳出総額43億2,000万円、歳入歳出差引額2億2,000万円程度となっております。

このうち、繰越明許費を除いた実質収支は2億1,000万円程度となるものと見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5つの特別会計につきましては、合計額で申しますと、おおむね歳入総額25億7,600万円、歳出総額24億4,900万円、歳入歳出差し引き額は1億2,700万円程度を見込んでおります。

また、ガス事業会計では、売上高5億600万円を見込んでいるところでございます。

3点目の来年度の職員採用計画ですが、現時点では保育士、社会福祉士などの専門職で職員不足を生じることとなるため、町独自の採用試験を実施していきたいと考えております。

さて、本定例会でございますが、報告1件、承認1件、条例制定2件、条例改正3件、補正予算2件、請負契約1件、人事案件1件の計11件をご提案申し上げております。

議員の皆様方におかれましてはよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての

あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎　勲君）　ただいまから平成24年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前　9時05分）

◎開議の宣告

○議長（松崎　勲君）　本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎　勲君）　本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎　勲君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 鈴木 喜市君

3番 森川 剛典君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎　勲君）　日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

[議会運営委員長 丸 敏光君登壇]

○議会運営委員長（丸 敏光君）　ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月11日に委員会を開催し、平成24年第2回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、報告1件、承認1件、条例の制定2件、一部改正3件、補正予算2件、契約の締結1件、同意1件の計11議案が提出されているほか、請願2件、選挙管理委員及び補充員の選挙、農業委員会委員の推薦が議題とされ、また一般質問を7人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日20日から21日の2日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問については、議案の内容説明終了後、質問順位1番から4番までを本日20日に行い、質問順位5番から7番を21日に行うこととし、選挙管理委員及び補充員の選挙は指名推選により、また農業委員会委員の推薦は議員発議とすることが適当であるとの結論に至りました。

詳細な日程等については、お手元に配付いたしました平成24年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりで

あります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日20日からあす21日の2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日20日からあす21日の2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告1件、承認1件、議案8件、同意1件の送付があり、これを受理しました。

また、加藤喜男議員外2名から、発議1件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成24年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果並びに議長が出席した主な議会報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 行政報告を行います。

長生農業管理センターの解散に伴う残余財産の処分方法についてでございます。

社団法人長生農業管理センターにつきましては、平成25年3月31日に解散する旨を2月定例会の行政報告でご報告いたしましたが、その後の通常総会において、残余財産の処分に関し決定された事項の報告をいたします。

解散に伴う残余財産の帰属先につきましては、監督官庁から特定の公益法人、もしくは公共団体のみが可能であるとの指導を受けておりますので、JA長生に帰属することなく、会員7市町村に帰属することになります。

ただし、管理センターのある事務所につきましては、七井戸にあります葬儀ホールの2階でございます。市町村に帰属されても利用目的を見出しえず、いわば宙に浮いた物件でありますことから、JA長生に譲与することが望ましいと考え、一たんは7市町村の等分割合での共有名義とし、譲渡を受け、時を見てJA長生へ所有権移転することにいたしました。

また、その2階部分の建物解体費相当額は約2,000万円と見積もられておりますが、その2,000万円を7市町村で等分して受け入れた後、長南町分としましては285万7,000円でございますが、建物の所有権移転と同時にJA長生へ支払うことといたしました。

そして、清算事務による債権債務を処理した後に、残る残余財産については、設立当時の出捐金割合、長南町が11.25%でございますが、7市町村に帰属することになります。

したがいまして、解散時に管理センター事務所と解体費の2,000万円を7等分して、各市町村が譲渡を受けた後、改めて議会へ提案し、JA長生に引き渡すことになりますので、よろしくお願ひいたします。

また、解散時には管理センターの職員が7名在職しておりますので、7つの市町村でそれぞれ1名ずつ採用することで合意いたしました。

この管理センターの職員を採用するに当たっては、1つ目としましてはパソコン等OA機器に対する特別な能力を持っておる。また、2つ目としましては公務員としての能力を実証するための作文・面接試験を実施するなどの検証を行い、自治体職員として採用するものでございますので、議員各位におかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でご報告を終わります。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第6、報告第1号 平成23年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本報告の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、報告第1号 平成23年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

議案の1ページ目をお願いします。

この繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年度第1回定例会においてご承認をいただいているものでございます。

このたび、地方自治法施行令第146条の規定により、繰越計算書を調整しましたので報告させていただきます。

2ページ目をお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども手当準備事業63万円につきましては、子ども手当に係る電算処理シス

テムの改修費となります、3月8日に発注し、既に改修済みとなっております。

財源内訳のうち、既収入特定財源はございません。未収入特別財源、県支出金63万円は、子ども手当準備事業補助金となっております。

その下の段、5款農林水産業費、1項農業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業については、総事業費4,230万円のうち、本年度に3,569万7,000円を繰り越しております。

財源内訳のうち、既収入特定財源はございません。未収入特定財源は、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の国・県補助金と地元の分担金となります。国庫補助金が1,824万7,680円、県補助金が331万7,760円、分担金は759万1,000円となります。翌年度繰越額から未収入特定財源を差し引いた額が一般財源654万560円となります。平成23年度農山漁村活性化プロジェクト支援事業は、6月上旬にすべてを完了しております。

以上で、報告第1号 平成23年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（松崎 熱君） これで報告第1号 平成23年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終ります。

◎請願第1号及び請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」から日程第8、請願第2号 「国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願までを一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号から請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

請願第1号については採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第2号については採択することに決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律のほか、関係法令が平成24年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例の一部を改正する条例の制定について、事務上緊急を要するため、本年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたところでございます。

主な内容は、特定非営利活動促進法の改正により、仮認定特定非営利活動法人への寄附金を住民税の税額控除の対象に追加する改正及び公的年金等所得の寡婦（寡夫）控除に係る住民税申告手続を簡素化する改正、また土地に係る固定資産税の負担調整措置を延長する改正のほか、東日本大震災関連として被災した居住用財産に係る買いかえ特例や譲渡所得の特別控除の適用を延長する改正等であります。よろしくお願いします。

なお、内容等につきましては担当室長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ここで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長（岩崎利之君） それでは、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に

について、ただいま町長から提案理由の説明を申し上げましたので、早速内容の説明に入らせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表につきましては、参考資料の1ページから9ページになりますので、よろしくお願ひいたします。

地方公共団体の税条例は、地方税法に基づき定めることとされておりますので、本案につきましても、地方税法の一部を改正する法律ほか関係法令が本年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、この地方税法等の改正事項に伴う長南町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容でございますが、議案書5ページ上段と、参考資料の1ページの新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと存じます。

まず、条例第34条の7第1項第5号の改正ですが、震災やその他多くの分野にわたり、新しい公共の担い手として、特定非営利活動法人、通称NPO法人でございますが、この育成を図る観点から、特定非営利活動促進法が改正され、NPO法人の認定要件が緩和された仮認定制度がこの4月から施行されたことに伴い、県内に主たる事務所を有する仮認定NPO法人への寄附金を住民税の税額控除対象に加えるものでございます。

なお、この認定事務は本年4月に国税庁から各都道府県及び政令指定都市へ移管され、本年4月1日からの施行となっております。

次に、条例第36条の2第1項の改正ですが、所得が公的年金等のみの場合の寡婦控除は、年金所得者の申告手続を簡素化するため、年金支払い先である年金保険者へ提出する扶養親族等申告書に、寡婦に係る人的控除欄が追加されることから、個人住民税申告は平成26年度分から、所得税の確定申告は平成25年分所得から不要となりますので、削除させていただくものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

議案書は同じく5ページ中段、参考資料では2ページの下段にございます附則第11条の2の改正ですが、平成25年度、平成26年度において、地価が下落した場合、固定資産税の算定の基礎となる評価額を下方修正するという特例措置、時点修正を継続するものでございます。

附則第12条及び第13条の改正ですが、議案書は5ページの中段やや下から6ページにかけてでございます。

参考資料では3ページから4ページ、5ページとなりますので、よろしくお願ひいたします。

ここでは、土地に係る固定資産税につきまして、平成26年度まで引き続き税額の負担調整措置を継続するものでございます。また、住宅用地に対する固定資産税の負担軽減措置として、1戸当たり200平米までの住宅用地である小規模住宅用地の課税標準額は、評価額の6分の1の額、1戸当たり200平米を超える部分の一般住宅用地の課税標準額は、評価額の3分の1の額とする特例も現行の制度を平成26年度まで継続するものでございます。

ただし、住宅用地の課税標準額を前年度と同額に据置く特例については、平成23年度まで負担水準が80%以上100%未満の住宅用地に適用しておりましたが、不公平是正の観点から平成24年度及び平成25年度は、負担水準が90%以上100%未満の住宅用地について、経過措置として適用することとし、平成26年度から廃止することとなるものでございます。

続きまして、議案書の6ページ上段、参考資料も6ページ中ほどでございますが、附則第21条の2を加える

改正でございます。

公益法人制度改革により、非営利型の一般社団法人及び一般財団法人が、平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税を、生涯学習社会の実現と教育力向上を図る観点等により、本年度から非課税とする特例措置を設けるものでございます。

続きまして、東日本大震災関連の改正でございますが、いずれも本年4月1日からの施行となります。

まず、議案書6ページ下段の附則第22条の2ですが、参考資料では7ページとなります。

東日本大震災により、被災した居住用財産を売却し、かわりに新たに住宅を買いかえる場合の特定居住用財産の買いかえの特例、譲渡所得から最大3,000万円を控除する特別控除、買いかえ及び譲渡に係る損失の繰り越し控除の適用を受ける際、被災した住宅及びその敷地である居住用財産の譲渡期限の条件を、現行の災害があつた日から3年までを、災害があつた日から7年までに適用できるよう譲渡期限を延長するものでございます。

次に、議案書の7ページ下段、参考資料では8ページにございます附則第23条の改正ですが、本震災の被災により、住むことのできなくなった住宅に係る住宅借入金等特別控除と、震災後、新たに住宅を再取得した場合の住宅借入金等特別控除の控除額の特例は、いずれも住民税の税額控除の対象とするものでございます。

続きまして、議案書の8ページの附則につきましては改正附則でございまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございますが、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び36条の3第2項でございますが、この規定につきましては平成26年1月1日から施行するものでございます。

また、第2条及び第3条につきましては、町民税及び固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上が、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求ることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 4番の小幡です。

ちょっと補足的にお伺いしたいと思うんですが、最初に説明がありました5ページ、特定非営利活動に関する寄附金のことについてなんですが、説明ですとNPO育成のためにNPO認定が緩和されたという説明がありましたけれども、とかくこのような緩和によって不適切なNPOが認定を受けて、それに寄附をするという形で税逃れなども起こるかと思いますけれども、そういうことに対する防止的な措置というのは規定されているのかどうかお伺いします。

○議長（松崎 熱君） 住民課長、野口喜正君。

○住民課長（野口喜正君） 小幡議員さんのはうから今NPO法人の関係の質問がございました。

長南町の中にNPO法人がどれくらいあるのか、法人がどれくらいあるのかというふうなことでございますけれども、法人については申告いただいている中では、今現在179法人ぐらいあります。中にNPO法人がと

いう、今頭の中にあるんですけれども、3法人ぐらいあるというふうに記憶しております。あと、今回のNPO法人の関係では、今まで国税庁長官が認定をしていたしました。今回、改正によりまして都道府県知事、あるいは政令指定都市の長が認定するようになってきております。

今、NPO法人の寄附の関係がございましたけれども、その内容について、詳細な内容についての規定については、私も今現在知る内容ではわかつておりませんので、ここでそうだというふうなことはつきりした答弁はできませんけれども、NPO法人として届け出をしてあるものについての寄附については受けられますけれども、そうではなくして届け出はない人の寄附については、当然認められないというふうなことでご理解いただければと思います。回答になつていなかかもしれませんけれども、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 法人が幾つかあるかなというのは聞かなかつたんですけども、教えていただいてありがとうございました。ぜひ、厳格に規定を適用していただきまして、税逃れが起こらないようにしていただきたいと思います。

以上、了解しました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求ることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第8号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についてから、日程第17、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設整備工事請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についてから、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設整備工事請負契約の締結についてまで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についてでございますが、千葉県では、千葉県東日本大震災市町村復興基金を造成して、全市町村に対して平成24年度、平成25年度の2カ年で交付することとなりました。

本町においては、今後の災害予防対策等に充てるため、災害対策基金の設置をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町学校適正配置検討委員会設置条例の制定についてでございますが、去る1月27日、長南町学校規模適正検討委員会より、町教育委員会に提言が出されたことあります。この提言を受け、町教育委員会では提言内容に基づき、長南町学校適正配置検討委員会を設置して、長南町の小学校のよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町職員に対する健康面や職場環境の改善、衛生面などについて、産業医がその管理・指導をしていかなければなりませんので、そのための産業医に対する報酬等を定める条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第4号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、長南町印鑑条例の一部改正につきましては、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなり、現行の外国人登録制度が廃止されることに伴い、改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国保事業の財源の根幹となる国保税につきましては、適正な税の確保と負担の公平化を念頭に検討した結果、平成23年度決算見込みに基づく繰越金を充当し、現年度課税分を確保するため、税率改正をお願いするものでございます。

この改正に当たりまして、今月7日に開催されました国保運営協議会に諮問いたしましたところ、改正案のとおりご回答をいただいているところでございます。

また、あわせて長南町税条例の一部改正に伴い、附則に東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正の内容につきましては、総務費、土木費等で、防犯灯や街路灯の電気料を、衛生費では焼却灰の処理変更による広域市町村圏組合衛生負担金を、教育費では、プールクリーナーの経年劣化に伴う破損のための購入費を、諸支出金では、繰越金のおおむね2分の1を財政調整基金積立金へ、又富団地売却代を減債基金積立金へ、市町村復興基金交付金を災害対策基金積立金へ、それぞれ積み立て、補正をお願いするものです。

財源については、前年度からの繰越金を充当して編成をいたしました。

議案第7号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、平成23年度決算での繰越金を国民健康保険税現年度分に3,000万円充当する補正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設整備工事請負契約の締結についてでございますが、本町では町の難視区域の解消のため、平成23年度より整備工事を実施してまいりました。

本年度の契約についても、契約金額が5,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第1号から議案第8号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当室長から説明をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） ここで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

議案書の10ページ目をお開きください。

第1号議案です。

昨年10月、国では東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて地域経済の振興、雇用維持等について単年度予算の枠にとらわれず、弾力的かつきめ細やかに対処される資金として復興基金が創設されました。予算規模は約2,000億円、これが特定被災地方公共団体9県へ配分されることになりました。そのうち、千葉県へは30億円が交付されることになりました。千葉県ではこれを受け、千葉県東日本大震災市町村復興基金を創設し、県内市町村へ本年度で20億円、来年度に10億円を配分することとなりました。

本町には1,400万円の交付が予定されますので、これを受け、本町では今後の防災力強化等に充てるため、長南町災害対策基金を設置するものでございます。

11ページをお願いいたします。

長南町災害対策基金条例案でございます。

第1条設置の目的です。災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、長南町災害対策基金を設置する。

第2条積み立てです。基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。2、災害予算対策、災害応急対策及び災害復旧に係る寄附があったときは、これを基金に積み立てることができる。

第3条管理です。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。2、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実な有価証券に代えることができる。

第4条運用基金の処理です。基金の運用から生じる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

第5条振替運用です。町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条処分です。町長は、基金の設置目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第7条委任です。この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時5分を予定しております。よろしくお願いします。

（午前 9時52分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

○議長（松崎 勲君） 議案第2号の内容の説明を求めます。

学校教育室長、石野 弘君。

[学校教育室長 石野 弘君登壇]

○学校教育室長（石野 弘君） それでは、議案第2号 長南町学校適正配置検討委員会設置条例の制定について内容をご説明いたします。

本条例の提案理由につきましては、町長より説明をいただきましたので、早速ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の12ページをお開きください。

長南町学校適正配置検討委員会設置条例を次のように制定するものでございます。

13ページをごらんください。

それでは、条文の内容をご説明させていただきます。

本条例は、全第9条の構成をもって組織を運営するものでございまして、まず第1条は、設置の目的を規定したものでございまして、長南町立小学校児童のよりよい教育環境を整備して、充実した学校教育の実現に資するため、長南町学校適正配置検討委員会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務で、委員会は町教育委員会の諮問に応じ、小学校の適正配置に関する基本的な考え方や取り組み方などを調査及び検討して、教育委員会に答申を行うと規定しています。

第3条は、組織の規定で、委員会は委員18名以内とし、第2項では、第1項1号から第6号までの委員を教育委員会が委嘱するものでございます。

続きまして、第4条は、委員の任期は年数は規定せずに、諮問事項について教育委員会に答申した日までと規定しています。

第5条は、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるもので、第2項及び第3項では委員長と副委員長の職務を規定しております。

第6条は、会議の開催方法を定めさせていただくもので、第1項では、会議は委員長が招集し、会議の議長となると規定しています。第2項では、会議を開催するに当たっての条件として、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないというものでございます。

14ページをお開きください。

第7条は、意見の聴取等を定めさせていただくものでございまして、詳細な内容説明等が必要な場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見または資料の提出を求めることができると規定したものでございます。

第8条は、庶務について規定するものでありますと、学校教育担当室において所管するものでございます。

第9条は、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしています。

続きまして、条例の附則を説明させていただきます。

第1項、施行期日ですが、この条例は、平成24年7月1日から施行するものでございます。

第2項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うもので、別表1では、学校適正配置検討委員会委員の報酬額、委員長4,000円、委員3,500円とさせていただきます。

別表2では、出張時の旅費の支給の規定でございまして、旅費の額は長南町職員の旅費に関する条例に規定がある旅費相当額を支給するものでございます。

別表3では、費用弁償で、委員長、委員ともに1,700円とさせていただくもので、別表にそれぞれを加えさせてもらうものでございます。

以上、長南町学校適正配置検討委員会設置条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

[総務室長 田中英司君登壇]

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償認可する条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明をさせていただきます。

15ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

あわせまして、参考資料の見開き10ページ及び11ページをごらんいただきたいと存じます。

提出理由ですが、労働安全衛生法、労働安全労働法施行令及び長南町職員安全衛生管理規定に基づきまして、産業医をこの4月から委嘱したことに伴い、地方自治法第203条の2の規定に基づきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

別表第1の報酬額の表の中で、嘱託医の項の後に産業医の項を追加し、報酬額を月額4万円とするものでございます。

次に、別表第2の出張旅費の表の中で、嘱託医の項の次に産業医の項を追加し、最後に別表第3の費用弁償の額の表の中で、学校薬剤師の項の次に産業医の項を追加いたしまして、費用弁償の額を1,700円とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 熱君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号及び議案第5号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長（岩崎利之君） それでは、議案第4号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年7月15日に公布されました住民基本台帳の一部を改正する法律等が本年7月9日から施行され、また入管法等改正法による改正により、新たな在留管理制度が導入され、外国人登録法が廃止されまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、長南町印鑑条例の一部を改正させていただくものでございます。

内容につきまして説明させていただきますので、新旧対照表につきましては参考資料の12ページからとなりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第2条でございますが、登録資格から外国人登録法による登録者を削除させていただくものでございます。

次に、第6条第1号は、通称等の表記を規定したものでございます。さらに、同条第8号といたしまして、非漢字圏の外国人住民の片仮名表記の登録の規定を加えるものでございます。

また、議案書18ページ中段やや下、参考資料につきましては、13ページ、14ページにございます第7条の印鑑登録原票及び第16条の印鑑登録の証明につきましても、通称の表記及び非漢字圏の外国人住民の片仮名表記を規定するものでございまして、その他の条文につきましては、文言の整理によるものでございます。

このことによりまして、日本人と同様に外国人の方にも世帯ごとの住民票が編成され、住民票が作成される外国人住民につきましては印鑑登録が可能であり、通称が記録されている場合は、その通称名での登録が認められます。また、非漢字圏の外国人住民が住民票備考欄に片仮名表記されている場合は、片仮名での印鑑登録が認められるものでございます。

続きまして、19ページの附則でございますが、これは改正附則でございます。

この条例は、平成24年7月9日から施行させていただくものでございます。また、第2項では、改正前の長南町印鑑条例第2条第1項の規定により、外国人登録法に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取り扱いについての経過措置でございます。

以上が、議案第4号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続きまして、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表につきましては、参考資料の16ページから22ページになります。

国民健康保険税につきましては、課税所得等の決定する時期にあわせまして、税率等の見直しをさせていただいているところでございますが、今年度の当初予算に見合う税の確保のため、税率の改正をお願いするものでございます。

議案書の21ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

改正条文の第3条第1項、第4条、第5条及び第5条の2は、国保被保険者の医療に係ります部分の保険税を算出するための率を規定しております条文でございまして、第3条第1項は、所得割額を算出する場合の率を規定しております。現行の100分の8.0を100分の7.9に引き下げるものでございます。

第4条は、資産割額を算出する率の規定でございまして、現行の100分の23.0を100分の20.5に引き下げるものでございます。

次に、第5条は、被保険者均等割額の規定でございますが、年額、現行の2万3,000円から2万1,000円に引き下げるものでございます。

続きまして、第5条の2でございますが、世帯別平等割額を規定しております、現行の2万8,000円から2万3,000円に引き下げをお願いするものでございます。

続きまして、第6条、第7条及び第7条の2でございますが、後期高齢者支援金を算出するための率を規定しております条文でございまして、第6条は、後期高齢者支援金の所得割額を算出する場合の率を規定いたしまして、現行の100分の3.0を100分の2.8に引き下げるものでございます。

次に、第7条は、後期高齢者支援金の資産割額を算出する率の規定でございまして、現行の100分の10.0を100分の8.0に引き下げるものでございます。

次の第7条の2でございますが、後期高齢者支援金の被保険者均等割額の年額を、現行の7,600円から6,900円に引き下げるものでございます。

続きまして、第8条、第9条、第9条の2及び第9条の3でございますが、介護納付金を算出するための率を規定いたしております条文でございます。

第8条は、介護納付金の所得割額を算出する場合の率を規定しております。

現行の100分の2.5を100分の2.3に引き下げるものでございます。

次に、第9条は、介護納付金の資産割額を算出する率の規定でございまして、現行の100分の9.0を100分の5.0に引き下げるものでございます。

次に、第9条の2は、介護納付金の被保険者均等割額の年額を、現行の7,000円から6,000円に引き下げるものでございます。

次の第9条の3でございますが、介護納付金の世帯別平等割額を規定いたしております、世帯別平等割額の年額を、現行の8,000円から7,000円に引き下げをお願いするものでございます。

続きまして、第21条の改正でございますが、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の減額規定でございま

す。

第1号は、前年の所得の合計が33万円以下である低所得世帯について10分の7を減額する額を定めております。

第2号は、前年度所得の合計が33万円に、被保険者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯について10分の5を減額する額を定めております。

また、第3号では、前年度所得の合計が33万円に、被保険者1人につき35万円を加算した額を超えない世帯について10分の2を減額する額を定めておりまして、この片仮名のアとありますのは、医療給付費に係る基礎課税額の被保険者均等割額を、イは、同じく医療給付費に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、ウは、後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額を、エは、同じく後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額を、オは、介護納付金課税に係る被保険者均等割額を、カでは、同じく介護納付金課税に係る世帯別平等割額をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、21ページ下段の附則、制定附則でございますが、これは先ほど承認をいただきました長南町税条例の一部改正同様、地方税法の一部改正に伴う東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例の追加でございまして、居住用財産買いかえ特例について、東日本大震災により被災した居住用家屋が滅失した場合は、この宅地の譲渡期限を、震災のあった日から現行の3年を、7年を経過する12月までに延長するというものを1項加えさせていただくものでございます。

また、22ページの附則は、改正附則でございまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

また、適用区分ですが、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成23年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

この税率の改正によりまして国保税を試算した結果でございますが、賦課割合はおおむね応能割56%、応益割44%となりまして、1人当たりでは10万7,000円程度となり、前年度比1万1,000円程度の減。1世帯当たりでは19万5,000円程度となり、前年度比1万9,000円程度の減となる見込みでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第4号及び議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

補正予算書1ページ目をお開きください。

平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に1億3,191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

43億1,191万6,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書により、まず歳出のほうから説明いたします。

8ページ目をお願いいたします。

まず、第2款総務費、1項総務管理費、5目一般管理費、1節の報償費でございますが、労働者50人以上の事業所には産業医を配置しなければなりません。本年度から配置することができましたが、報償費に不足が生じることになりましたので、24万円の増額をお願いするものでございます。月額4万円の報償という形になります。

次に、9節旅費につきましては、産業医の費用弁償で1,700円の12回分となります。

5目の財産管理費につきましては、販売促進のため、又富団地のフェンスの補修費等で20万円の増額をお願いするものでございます。財源は、特定財源のその他として、又富団地の分譲地2区画が売却できましたので、その売却費を充当してございます。

9目の防災対策費は水沼地区に自主防災組織が立ち上がることになりましたので、補助金として37万2,000円の増額をお願いするものでございます。特定財源の県補助金17万5,000円は、自主防災組織設置推進事業補助金となります。

10目の諸費については、防犯灯の電気料を主として169万円の増額をお願いするものです。

電気料は、基本料金と使用料金で構成されておりますが、使用料の中には燃料調整費が含まれます。この燃料調整費は、燃料費の変動によって増減をいたします。一般家庭など毎月払いの場合は、燃料費の変動が毎月の電気料に反映されていきますが、防犯灯の電気料のように、年1回で支払いをする場合は、その年の燃料調整費の増減による電気料の精算は翌年度に行われることになります。

昨年は東日本大震災以降、燃料費が大きく高騰したため、本年度予算に大きく不足が生じるため増額をお願いするものでございます。

2項の徴税費については、税務で使用しております収納棚、いわゆる書籍のロッカーがその機能を果たさなくなってしまったため、備品購入費4万2,000円の増額をお願いするものでございます。

4項衛生費、1項の保健衛生費では、住宅用太陽光発電設備費補助金を交付するために70万円の増額をお願いするものでございます。

特定財源の国・県支出金35万円は、県の住宅用太陽光発電設備費補助金です。

県の上限は、1件当たり7万円となっておりますが、これに町の補助金7万円を加え、合わせて1件当たり14万円の交付をするものでございます。本年度は5件を予定しているところでございます。

2項の清掃費では、広域市町村圏組合衛生費負担金357万6,000円の増額をお願いするものでございます。

広域組合のごみの焼却炉から出ます焼却飛灰の処分は、市原エコセメントでセメントの材料として再利用しておりましたが、昨年11月、エコセメントの工場排水から基準値を超える放射性物質が検出されたことから、エコセメントは操業を停止しております。

エコセメントにかわり、長野県のフジコーポレーションが受け入れてくれることになりましたが、フジコー

ポレーションに受け入れてもらうには、焼却飛灰の固形化のための施設の改修費が必要となりますので、組合への負担の増額をお願いするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費については、8,000円の電気料の増額をお願いするものでございます。

原因是、防犯灯と同様となります。広域農道の街路照明となります。

第6款商工費、1項の商工費については、野見金駐車場にあります公衆トイレの浄化槽の曝気プロワーが故障し、取りかえが必要になったことから、修繕費25万2,000円の増額をお願いするものでございます。

9ページ目をお願いします。

第7款土木費、1項の土木管理費については、48万9,000円の電気料の増額でございます。原因是、防犯灯と同様となります。街路照明の電気料という形になります。

9款教育費、第1項教育総務費については、学校適正配置検討委員会の条例設置に伴い、予算の組みかえと増額をお願いするものでございます。

本年度は4回の委員会を予定しておるところでございます。

5項の保健体育費については、プールのオープンに向けて早急に建て屋の修繕、機器の買いかえ等が必要となつたことから、87万1,000円の増額をお願いするものでございます。

11節でプール上屋のシートの修繕で12万6,000円、13節で、水泳教室指導業務委託で8万4,000円、18節で、プールクリーナーの購入費で66万1,000円の増額をお願いするものでございます。

第12款諸支出金、1目の財政調整基金費については、平成23年度一般会計決算がほぼ確定しましたので、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1相当額、1億円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2目の減債基金費については、928万円を起債の返済に充てるため、減債基金に積み立てるものでございます。財源は、特定財源のその他で、又富団地2区画の売却費でございます。

10目災害対策基金費については、議案第1号で説明させていただきましたが、災害の予防対策、災害の応急対策、災害復旧に要する財源とするため、1,400万円を積み立てるものでございます。

特定財源の国・県支出金は、県の「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金となります。

以上が歳出でございます。

次に、歳入を説明申し上げます。

7ページ目にお戻りいただきたいと思います。

15款の県支出金、16款の財産収入については、特定財源となり、歳入のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

19款の繰越金は、一般財源となります。平成23年度からの繰越金1億791万円の追加をお願いするものでございます。

以上をもちまして、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長（岩崎利之君） それでは、議案第7号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入予算の補正でございますが、第1表、歳入予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、5ページ目をお開きいただきたいと存じます。

10款ございますが、初めに10款繰越金からご説明させていただきます。

繰越金につきましては、3,000万円の追加をお願いするものでございまして、これは平成23年度の決算を見込む中で、国保税に全額の3,000万円を充てさせていただくものでございます。

次に、上段の1款国民健康保険税でございますが、繰越金から充てさせていただく3,000万円の減額をお願いするものでございまして、この3,000万円を1目の一般被保険者国民健康保険税から減額をさせていただくものでございます。

なお、1款の国民健康保険税と10款の繰越金は、それぞれ国民健康保険特別会計の中では、一般財源であることから、歳出側の財源構成が生じませんので、本補正予算は歳入のみの補正となりまして、予算総額の11億5,350万円には変動はございません。

以上が議案第7号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設工事請負契約についての内容の説明を申し上げます。

議案書の25ページ目をお願いします。

本契約につきましては、地方自治法第96条第1項第1号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

町の条例では、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当しております。

契約の内容でございますが、契約の目的は、長南町地上デジタル放送受信対策施設工事でございます。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号の規定を運用した随意契約でございます。

工事内容は、送信施設38カ所、受信施設と送信施設を結ぶ光ケーブルによる伝送路は38キロとなっております。

受信施設は、既設の施設を利用します。

工期は、本契約の日から平成24年3月22日までとなっておりますが、12月末までには送信施設からデジタル波が出せるよう準備を進めているところでございます。

契約金額についてですが、見積額2億4,000万円のところ、積極的に交渉を行い、3,000万円減、率としては12.5%減の2億1,000万円としたところでございます。これに消費税相当額1,047万8,530円を加え、契約金額2億2,047万8,530円としたところでございます。

なお、消費税相当額が細かくなっていますのは、消費税相当額の算定の際に、免許申請手数料42万9,400円を消費税対象額から除いたためのものでございます。

6月18日に総務省より補助金の交付決定通知がありましたので、事業者とは同日付で仮契約を締結させていただいており、本議会で議決をいただき、本契約とさせていただくものでございます。

以上をもちまして、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設工事請負契約についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第8号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第8号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第10、議案第1号から日程第17、議案第8号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、明日質疑、討論、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第1号から日程第17、議案第8号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、明日質疑、討論、採決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

再開は11時10分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午前10時45分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第18、一般質問を行います。

先日の全員協議会で決定したとおり、今回の一般質問は試行的に一問一答方式により行います。

念のため、内容についてここで確認します。

質問は、一問一答方式のみ。質問者は質問席に移動し、件名ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありません。1度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則として1時間以内とします。

以上です。

今定例会の一般質問通告者は7人です。

本日は、質問順位1番から4番までとします。

質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

通告順に発言を許します。

◇ 仁茂田 健一君

○議長（松崎 熱君） 初めに、8番、仁茂田健一君。

[8番 仁茂田健一君質問席]

○8番（仁茂田健一君） 初めてなんですかでも、一般質問をさせていただきます。

議席番号8番、仁茂田です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

件名として、企業誘致について、要旨としては、企業誘致活動の状況についてお願いします。

では内容を読ませていただきます。

長南町は、圏央道をはじめとした地域資源を最大限活用し、地域力を高め、町民皆様一人一人が長南町に住んでよかったですと実感していただける町づくりを考え、平成23年度から平成32年度の10ヵ年、また5年後、見直しを入れて、長南町第4次総合計画を策定しました。ここでお聞きします。

施策の中に、土地利用の項目に、積極的に企業誘致を図っていきますと提言しています。23年度からの計画ですが、24年度たち1年たちました。どのような動きをしたか、活動状況をお聞かせ願いたいと思います。

質問は以上です。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、ちょっと私も自席で慣れませんけれども、自席で答弁をさせていただきます。

今、8番、仁茂田議員からは、企業誘致について、そして誘致活動の状況についてという要旨でございますけれども、町としましては長期計画の中でいろいろと位置づけをしているわけでございます。特に、今質問の要旨でありましたようなことも、もちろん企業誘致ということはしているわけでございます。

現況でございますので、ちょっと圏央道絡みで答弁させていただきたいと思いますけれども、圏央道のインター周辺については、現状としては、大型商業施設とパーク・アンド・バスライドの整備が予定されておりますが、起業者より、要するに進出してくる業者から、大型商業施設の進出については、景気の動向を見る中で圏央道の供用開始にあわせての立地はいましばらく見合わせたいということが状況としては入ってきておりま

す。いろいろな手続は終わっているわけでございますけれども、見合せたいということでございます。

また、大型商業施設とあわせて計画されていたパーク・アンド・バスライドについては、計画地の変更がありましたが、現時点では協議を進めておりますのは1,000平米程度の規模で、バスの停留所と15台程度の駐車スペースを有する施設で計画されております。

これは、最初には大型商業施設とパーク・アンド・バスライドが一緒の場所で、一緒に協議をしていたわけでございますけれども、後段のバスライドのほうについては、別の場所ですけれども、場所は幾らも離れておりませんけれども、1,000平米の規模のものである。

既に土地の所有者等の協力も得ておるということで、圏央道の供用に合わせて準備を進めている状況であります。

それともう一点は、西部工業団地の関係でございますけれども、これも圏央道の整備効果によって、県内の企業への分譲地が現状としては県内は減っているわけでございます。手持ちがなくなつて減ってきてているということで、県としては、平成22年度から23年度にかけて、西部工業団地のように凍結されておりました工業団地を、また適地かどうか、もう一遍再調査をするようなことがございました。それに、町としては、県のほうへお願いして、西部工業団地も候補地にひとつ取り上げてほしいということをお願いしました。

県内で7カ所ほどの工業団地が候補地に挙がり、調査が行われましたが、残念ながら上位の適地として残ることができず、現時点では工業団地としての開発をあきらめざるを得ない状況になっておるということでございます。いずれにいたしましても、圏央道の整備効果による企業進出の上向き傾向も東日本大震災以降、また円高による経済の低迷によって、大きく鈍化している状況です。

このような中で、町が用地を確保というんですか、積極的に用地を確保することは危険が大きいというようなことで、現状ではいましばらく状況を見きわめていきたい、こんなふうに考えているわけでございます。

ただ、そんな中でも、町としては、農振農用地の除外、そういったものとか、あるいは企業進出によりますところの過疎地域指定を受けている関係でも固定資産税の免除等についてはぜひ行って、企業に来ていただけるような環境づくりには今後努めていきたいと、こんなふうに今考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 今、町長の答弁では、インター周辺の商業地ということは、これは23年度前からの話があつたと思うんですけども、それが今の状況からいって没になったというような形になっていますけれども、だから、せっかくそうやって没になるという状況が、インターの活用がどのくらいになつて、活用ができるかという状況を見きわめてから企業が入ってくるのを待つとのような答えに聞こえますが、もっと積極的に誘致活動を、図ると。せっかく4次計画を立てて、このように計画を立てたんですから、向こうから入ってくるのを待つんじゃなくて、こっちから進んで、企業とか、企業といつても会社だけではないと思うんですけどもね、学校関係もあるし、病院関係もあるし、そういうところに当たるような行動はとれないんでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 再質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　これは一問一答ですから、時間もありますからね。

先ほど大型商業の関係は話が古いじゃないかと、年数がたっているんじゃないかと、こういうことで、レオなんです。それで、もう千田地先の消防署の先に1.6ヘクタールほど、レオさんがお話を持ってきて、地元へ交渉しました。そうしたら、そこへ小湊さんがこういうことをやりたいと、相乗りで一緒にやったんです。いいなと思ってしていました。ですけれども、この景気、あるいはいろいろな事由もあるでしょうと、少し見きわめたいと、こういうこと。

小湊さんのほうのバスの関係は、ちょっと離れた、前の唐鎌町長のほうへ入っていくあの手前になりますけれども、こっちから行くと右側で、茂原市のほうからこっちに向かって左側でないとえらい使いにくいらしくんですね、小湊さんとしては、ああいったことをやるには。だからあそこへやると。ですから、全く土地は違うところですけれども、そういうこと。それはもう用地交渉していますから、それが状況です。それに対して、仁茂田議員は、そんなことを言わないでもっと積極的に、計画があるんだから、病院とか学校とか。

大体、私は、積極的に、先ほど1回目の答弁で触っていますように、土地を買ったりなんかしておかないというようなことをちょっとと言っていますが、余り町が積極的になってこの時代にこうしますかああしますかということで企業誘致するような考えは私は持っていないです。

今、企業が安売りやなんかをやって、競争でどこかへ引っ越すのは平気なんですよね。例えば県なら県、この地元の自治体とかいろいろなところといろいろな約束をしてお世話になっていたものが、さっと移動したり、またいなくなったり、これは大変なことなんです。ですけれども、企業としてはそういったことが平常行われております。

行政を預かる者として、そういったことは私としては乗れないということですから、積極的にやると言っても、先ほど言ったように農振農用地を外すとか、そういったときに、県のほうにお願いに行くとき、あるいは地元をまとめてこういうふうに町は位置づけした場所なんだからぜひ協力してくれというような、そういった力にはぜひなりたい。あるいは先ほど言ったように、固定資産税の関係でも、それは条例がありますから、そういうことでお手伝いすると。

それで病院とか学校が例に出ましたけれども、すばらしいことですけれども、長南町ではとてもそういったことは私としては考えておりません。特殊な学校であるということであっても、交通の便、圏央道ができるまでも簡単には長南だけでなく、地域と言っても茂原を中心としたブロックですぐらいの、そういったものでひとつやろうじゃないかというような、場所づくりぐらいはしてもいいと思いますけれども、ただ、学校、病院というものは、簡単にはいかないというふうに考えて、現時点ではそういったことは考えていないということです。

以上です。

○議長（松崎　勲君）　8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君）　今、聞きますと、この4次計画に策定されていますことが行われないように受けとめましたけれども、それだと、ずっと今の人人がふえるわけでもない、会社は入ってこない、何も手を打たないで入ってくるのを待っているという状態でしたら、あくまでも過疎脱却もできないし活性化にもならないと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいま質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今私がこういうふうに言つたら計画にあるものが全然進まないんじやないかと、こういうことですよね。今その時期でないというふうに私は考えています。積極的にここで町が出られるという時代ではない、私はそう思っています。

ですから、人口が減るとか、長南町の人口対策のため企業を誘致、これをいろいろ考えた、刑務所のようなものも、遊んでいる土地があるから持ってこようと思って、だれだか法務大臣のときに頼みにいったけれども、刑務所のようなああいった悪い人を入れる場所なんかも全国的に争うようにして、やっぱり交通の便がよかつたり、もう少し都市部でないといかんということで、ちょっとうまくなかった。

そういう、金をかけずにやれるということについては今後も考えてはいきますけれども、じゃ計画にあるから、それに向かって積極的に進めるという今は時代でないというふうに私は考えています。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） それだったらこの4次計画を立てた意味がなくなっちゃうんじゃないですかね。それだと、何かこの計画が夢で終わっちゃうような気がするんだけれどもね。

それはそれとして、それでは伺いますけれども、町長の意見と答弁で聞きますと、私は最後に聞きたいのは、この先どのように進めてもらいたいかということであったんですけども、当分見送るという回答でしたので、そうしますと、ここで触れていいものかどうかわかりませんけれども、町長の在任中にこういう計画を立てたのに、町長在任中に1つか2つは行動は起こせないものでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今の質問が行動を起こせないかというけれどもね、これは明日にも行動を起こすかもしれません。

私は任期中に、もう2年もないんだけれども、これは幾つか起こせるかわからない、あるいは起こせないかもしれない。これは相手のあってのことだということ。今の時代は、私としては積極的に土地を買ったり、あるいは企業誘致をしても、結局は競争競争で、失敗につながっておるのが大半なんです。ですから、その危険を冒して今やる時代ではないというふうな感覚で、私は何年かいるということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） わかりました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いします。

（午前1時30分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 森川剛典君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君質問席]

○3番（森川剛典君） それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問を3点質問させていただきます。

本日は一問一答方式の試行ということで、私どももなれておりませんので、よろしくお願ひします。

また、私事ですが、まとめるときに朝、パソコンでやっておりましたら、何か間違えて打ち出すときに全部データが消えてしましましたので、前にあった質問事項の趣旨に沿いながらお話を進めていきたいと思います。

それでは、まず有害獣の駆逐についてということで伺ってまいります。

これは市井の話題の中から出たことであります、本日も議員の中でも話を聞いて、イノシシが最近ふえていると、こういう話が中心であります。

行政的には有害鳥獣と言うんでしょうけれども、実は今回鳥のほうは軽く見ておりました。鳥を抜かしたので、これは言っておくだけにしておきますが、この後、通告した後にバーベキューをやつたら、カラスが来て何とバーベキューの豚肉を3枚持つてしましました。月曜日にはごみ出しをしようと思いましたら、本当に小さな隙間からごみ置き場のごみを荒らしておりました。ということで、この次は鳥についてもお話をさせていただきます。

今回はイノシシを中心にまずお話を伺いたい。なぜかと言うと、こういう話題の中に、逆に言うと自分は、私なんか田舎に住んでいてイノシシなんか住むいい町だよぐらいのことは言っていたんですね。ところが最近は人里にイノシシがあらわれているということで、奥さん方、それから子供方の通勤時でも見れるとか、車の中からでも見れていると、こういう話を伺うと、何か人的な被害が、この後あるのかないのか聞いていきますが、そういうことを踏まえて、イノシシはいるんだけれども、イノシシが人間に加えるような害があるような町であってはやはり評判が悪くなるということでお聞きしていきたいということです。

質問の要旨といたしまして、生息数の把握について、ふえているのか減っているのか、実態数の把握はしているか。それから、2点目といたしましては実害について、経済的被害はあるのか、人的な被害は起こっているのか。また対策、平成22年度の捕獲数、あるいは昨年の捕獲数など比較して捕獲状況はどうなのか。また、実効的な対策は立てているのか。そして、これはどこの課が担当して行っているのかということで、これについてお聞きして、その後また再質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、お答えいたします。

3番議員さんの質問は有害獣のことについてということで、3点ほど要旨がございます。

では、まずその要旨に従ってお答えしたいと思います。

町の有害獣、町のほうで設置してあるのは鳥が入るんですが、獣ということですから、イノシシ、アライグマ、ハクビシン等による関係だというふうに思います、被害防止対策としましては、長南町、これは鳥が入るんですが、鳥獣被害防止計画に基づき、長南町鳥獣被害対策協議会というものを設置してございます。これを中心に各事業を展開し、駆除に努めているところです。

まず、イノシシの生息状況ですが、千葉県においてはイノシシの捕獲数から今、生息分布域と申しますか、それを見てみると、房総半島の南から北上しておるということでございまして、生息の地域が確実に広がっているという状況だそうでございます。

本町においても同様な状況で、生息数については把握をし切れないのが現状でございます。

県内の平成23年度の捕獲実績では、安房、君津、夷隅地区が多く、お隣の市原も多いというふうに聞いていますが、県全体では1万2,077頭に上るということです。前年度に比較しますと4.8%の増であるということ、これは去年の数字でございます。

本町の場合72頭で、前年度に比べまして、これは数字的には12%減ったということでございます。昨年の72頭が12%減だったということです。

イノシシの実害の状況でございますけれども、農作物、特に水稻の被害が報告をされております。これは農業共済の関係でございますけれども、被害額では平成22年度で28万5,000円、また平成23年度では37万4,000円となっておるそうです。また、人的被害については、今まで町でもちろん報告も受けていませんけれども、把握はしておらないのが現状でございます。

そして、アライグマ、ハクビシンにつきましては、農作物の特に野菜、果樹の被害が多くあると聞いております。ただ、被害額等についてはつかんでおらないのが状況で、よく農家の方々が何の作物をやられたとか荒されたというのを聞くんですが、それを被害額としてはまとめていない。ですから、ないということはないんですが、非常に多く被害には遭っておりますけれども、金額としてはまとまっていないのが状況でございます。生活の被害としては、これはハクビシンに多いかと思うんですが、家屋関連での被害が出ておるという報告がされております。

こうした状況の中で、現在実施している対策ですが、イノシシの駆除は町及び個人所有を含めた65基の箱おりですね、おりによる捕獲をしております。また3町合同の、これは睦沢と長柄の両隣の銃による捕獲、また電気さく設置による水稻の被害防止も実施しております。アライグマ、ハクビシンについても25の捕獲器を貸し出すなどして捕獲を行っております。このほかにも有害獣を捕獲された方には報奨金を交付するなどして、生活環境及び農作物の被害防止のため、地域住民の協力をいただいているところでございます。今後も各地域と連携をとり、対策事業に取り組んでまいりますが、被害防止対策は地域の環境整備など地域の方々と協力が不可欠でございます。今後、地域ぐるみで地域を守ることが重要なことから、町民の皆様に協力をお願いしながら、事業のほうは事業課の地域整備室が担当して、窓口となって各事業を進めていきたい、このように現時点では考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

確認的な質問になりますけれども、地域ぐるみという言葉もありました。そして、イノシシが北上しているというようなお話を受けまして、たしか平成24年度からそういう有害鳥獣についての計画の中で、イノシシも定期的に減らしていくという方向があったと思っておりますが、抜本的に計画としてあるのかということは今度地域整備室のほうの松坂さんの方に聞いていきたいと思いますけれども、もう一つは、大多喜のほうでは捕まえたイノシシを食肉として販売することができる。長南町の場合はその場で焼却処分してい

ると、非常に有効活用ができるいない。もったいないと思うんですね。1万頭も処分できればこれはかなりの食肉ですよね。長南町でもぜひこれを有効活用できるように、こういうのは自分のところで処分できないけれど大多喜に売ることができないかとか、他町村に売ることができないかという点も踏まえてお聞きをしていきたいと思います。

松坂さん、その点よろしいですか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 森川議員にお答えしたいと思います。

まず、イノシシの駆除の関係でございますが、千葉県の環境の関係の自然保護課と農林のほうの農村環境整備課というのが事務局で、千葉県内のイノシシの対策マニュアルというものを出しておりまして、その辺、対策について書かれておるんですが、まず一番大事なのが地域ぐるみで地域を守るということで、個人的に対策をとると費用とかその辺もかかりますし、一部分をさくで守っても、またほかに行って、要は被害が拡大するだけだということですので、地域の方々で、皆さんで対策に取り組んでいくのが大事だということを言っております。

また早期発見、また早期対策ということで、イノシシは1回うまいものを食べますと学習本能がありまして、またそれを食べに来るという習性が大分強いようですので、早目の対策を講じることが大事ということでございます。

それで、一応、1に捕獲、2に防護さく等で追い払って、3にえさ場、隠れ家、通り道をなくすというような方法がよいということで今指導を受けておるところでございます。今後も地域の方の協力をいただいて、この3つの各対策を進めていきたいと思っております。

次に加工場の関係ですけれども、千葉県の安房、君津、夷隅あたりは大分捕獲量が多うございまして、各地区にみんな加工場がございます。一番近いところは大多喜町が、議員さんがおっしゃっているようにございまして、平成18年に千葉県の補助を受けて大多喜町が設置いたしまして、平成23年度からは有限会社たけゆらの里おおたきというのが指定管理者として運営をしているところでございます。今、平成23年度実績で言いますと、大多喜町も906頭の捕獲数があるということで、こういった数ですと当然加工場が必要になってくるということで、イノシシ肉の販売等も含めまして、現在運営していると。うちのほうも今現在は、昨年72頭ということで、長柄、睦沢、山の手3町が、今後捕獲が、対策には努めてまいりますが、多くなってくると、この加工場等の検討もしていかなくてはならないというふうに考えております。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございました。

時間の関係で最後、要望して終わりにしていきたいと思いますけれども、地域の話がよく出てきましたけれども、やはり田畠が荒れているんですね。荒れているからこそそういう有害獣がふえてきていると。単に昔の農村地帯でこれだけのイノシシがふえてくるわけではないと。やはり田畠が荒れていますので、そういう対策も非常に難しいんですが、やはり協働という言葉、今回それをテーマにお話ししたいと思っていますが、やは

り地域の方と行政が協力して、イノシシがどのくらい出没するか、今後被害状況や人的被害に向けて、そういうことが起こらないような体制をぜひつくっていただきたいと思います。

また余談で大変申しわけありませんけれども、イノシシが一万何千頭もとれるなんて私ちょっとびっくりいたしまして、しかも北上してくると。鉄砲のほうでは余りたしかとられていないということなんですが、彼らとってもほかから来れば同じなので、こちらのほうで鉄砲の音を大きくして他町村に行くように、余り大きな声では言えないですけれども、どんどん発砲していただいて、万里の長城はつくれないので、イノシシの数は若干少なくなったほうがいいかなということでの基本対策を今後お願いして、この項については終わりにさせていただきます。

続いて2番、高齢者人口の増加の対策について伺ってまいります。

これも、やはり近所のお話から聞いたことなんですけれども、最近、近所で葬式がありました。その際に住職さんと息子さんが話をしていたと。高齢者の2人住まいの方の1人が亡くなる、1人残された奥さんのほうはどうするんだというような話を2人が長々としていた中で、ではこの地域、私の近くでは独居老人がふえて3人です。長南町ではどのくらいいるかというと、平成23年では214人、こういう数字になっております。平成14年、10年前にはどの程度いたかというと160人。これは35%ぐらいふえておりますかね、ということで、高齢者がふえる中で、特に独居老人、こういう人たちもふえてきていると。

この独居老人の関係なんですが、少し数字を言わせていただくと、老人施設に入っている方が平成14年、114人、平成23年では187人、70%ふえている。高齢者世帯は128人が255人で倍増しているということで、これから独居老人になる可能性はだんだん高まっていて、それを老人施設に入る人がいるから若干ふえ方がおさまっているのかなというふうに考えております。

こういう中で、平成22年9月に和田前議員が高齢者の見守り対策ということで質問をしておりましたが、高齢者のその後の見守り活動、今は当時と比べてどのような状況になっているかということをまずお聞きしていきたい。

それから、やはり受け皿としてどうしても老人施設的なものも必要だと思うんですが、そういう受け皿の施設については、基本的には今後町としてはどんなふうに考えているか、この点についてお聞きしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の高齢者人口の増加に伴う対策ということ、特に要旨としまして独居老人の対策ということでございますけれども、本町の高齢者の状況ですけれども、6月1日、直近の数字で申し上げますと、高齢化率が32.7%でございます。また、今年度から平成26年度にかけて、団塊の世代が65歳に到達するところから、急激に高齢化が進むと予測されております。なお、平成23年度の高齢者世帯数は469世帯でございます。このうち独居の方は214人、質問の要旨にもございましたけれども、214人であります。大きな変化がない状況でございます。

このような中、高齢者の見守り活動の状況ですが、まず町が行っておるものとしましては、緊急通報装置貸与事業、これは独居で希望する方を対象として、4月1日現在26名の利用者で、前年度に比べまして4名ふえ

ておるということです。なお、昨年度からこの装置に安否確認のセンサーを付加しております。機能を充実させたところでございます。

また、町社会福祉協議会が実施する事業の関係では、安否の確認等を目的とした友愛訪問では、おおむね70歳以上のひとり暮らしの方140名について、地区社会福祉協議会の役員さんが年6回から12回訪問しております。

また、給食サービス事業では、65歳以上の独居の方及び高齢者世帯で希望する方を対象として、75名の利用者に月3回、安否の確認を兼ねた給食サービスを行っております。また、ホームヘルパーの独居老人訪問においては、年1回社会福祉協議会事業等で把握できる方を除いた105名について訪問を行っておりますが、これらの対象者も大きな変化はございません。

今後ですが、第5期高齢者福祉計画に基づいて、緊急通報装置貸与事業の活用促進を図るとともに、社会福祉協議会で実施している給食サービス事業を補完する形で、独居高齢者や高齢者の2人暮らしの皆様方に安心して在宅で生活が維持できるように、配食・見守りサービスの実施を検討してまいりたいと考えております。

また、町で施設の関係の設置というか、そういった関係はどうかということでございますが、このことについては平成24、25、26年での3ヵ年の高齢者計画の中では位置づけはされておりません。なお、いずれにいたしましても介護に伴うものとか、高齢者の関係についての施設については、しっかりととした計画で位置づける中で、国、あるいは県のほうの助成等もいただく中で、業者が行うものを町がお手伝いするような形でいきたい、このように基本的には考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、再質問ということで確認をさせていただきたいと思います。

まず、前和田議員が前に質問したときよりはふえているというのが安否確認、あるいは通報装置なんでしょうか。ただ、もう行政的に私は限界だと思っているんですね、こういうものを無料サービス、民生委員の訪問とか合わせても、最大でも月5回はいかないのかな。給食サービスとか、それを考えると、行政はもうこれ以上やるにはお金はかかる、人手はかかる、なかなか難しいと思います。確かに老人施設をつくるにも非常に費用もかかることがあるし、業者が積極的にそれに乗ってきてくれれば必要数を確保できるのか、それを促進していくけばいいと思うんですが、それをやはり今度は、最後に協働のテーマの中にかぶることなんですが、やはり住民が自らそういうことに協力していかなければいけないんではないかな。

この間のごみゼロのときも、やはり高齢者なので参加できないご家庭があったときに、民生委員の方とちょっと見に行ったら起きていないかったんですよね。起きていないので大丈夫かなと思ったら、当日の新聞だったので、昨日までは見ていた、今日は起きていないんだなということで、そのときは終わりましたけれども、やはりそういう活動を地域でやっていくといいのかなというふうに私は考えております。

そういうことを先行実施で、これは協働とも絡めることなんですが、青色パトロール、こういう方は見守り活動とか防犯活動に協力していただいています。今後、町の方でも老人の見守り活動にも自らじゃないですよ、住民が参加できるような立場の方向で何か取り組めることがありましたらお願いしたい。もし今考えているようでしたらお話しいただきたいし、その要望に対して考えがあればお答えを願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 再質問に対して答弁を求める。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 私のほうからお答えしたいと思いますが、今協働によって、行政でも限界、協議会とかいろいろなところも限界だと、住民参加型のというようなご提案だと、このように受けとめます。

実は、今定例会の打ち合わせをやった際に、ちょっと私が手抜きというか、勘違いというか、私の責任でございますけれども、実は六、七年前だったと思いますが、西地区の、地区まで言ってしまいますけれども、佐坪に1週間くらいいたったもののおばあちゃんを発見したんです。それで、彼岸でお坊さんが回っていって見つけたという、それで、いろいろ聞いてみましたら、新聞やら電気もついて、テレビもついて、新聞もたまっていた。それで、すぐ何とかしなくてはいけないということで、たしかあの当時、それぞれの担当、民生とか社会福祉協議会とかそういったことで、私は実際それをやっていると思ったんですが、確認したらやっていない。何か大分薄れてしまっているんですけども、独居の方1人を少なくとも2件ぐらい、近所といつてもすぐ近所ではなくても担当を決めておいて、ちょっと朝とか晩、あるいは2日、3日に一遍ぐらい、通ったついでに確認してほしいという任を決めようではないかと言って、その事業が実は今も展開しているものだと思ったんです。

ですから、私としては五、六年前にそういうことをやろうではないかということで皆さんと進めて、現在定着していると思ったのが事実なんです。だけれども定着していなかつたということを確認しましたので、今後、また早速、これらはひとつもう少し踏み込んで、近所の方々、あるいは地域の方々で見守っていただいて気をつけていただくと、そういう任を決めさせていただく中で連絡を取り合っていく、一つ何かシステムをつくっていきたいと、こんなふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今、町長からそういう話を聞きましたので、今後、やはり地域で安心して暮らしていく、それから地域がやはりお互いに密接して生きていける明るい長南町のよさ、そういうものを拡充していくためにも、今の話を推進して住民のほうにも声かけをしていただきたいと思います。

それでは最後の質問、3点目のほうに入っていきたいと思います。

特に今回はこの協働ということについて、私は強くお話をていきたいと思っています。

町が平成21年9月から協働推進懇談会ですか、立ち上げたことによって、協働事業が進んでおると思います。その中では、特にその中にいた委員の方が協働サロンというのを立ち上げて活動していると。これは後でゆっくりとお話をしますが、この動きはやはりすばらしい動きだなど。町が推進してきたことが実を結ぶのではないかなどというふうに考えております。

そういう中で、1つとしては、協働事業に取り組んでいる中で、現況はどのように進んでいるのか、進めているのか、現況について確認をしておきたいと思います。

もう一つは、協働推進のあらわれとして協働サロンが第1回から第4回まで行われているようですが、ここで言ってしまえば、第1回は1月、「長南町の染めもの・織りもの」、第2回は3月、「水彩画展～そのとき輝いて～永嶋まつ子さんをしのんで」と。第3回は5月、協働交流サロン展ということで、「子ども祭り in

長南」「伝えてゆきたい絵本」ということでの読み聞かせですか。そして、直近では6月10日に第4回ということで、「自然の散歩道～オールドローズガーデン」というのを開催しております。こういう中で協働についての推進がどうなっているかということ、あるいはこういう動きに町はどういうふうに協力していくのか、この辺について伺っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 件名の協働の推進についてということで、要旨として事業の取り組み、また協働への協力、支援についてということでございます。お答えしたいと思います。

まず、取り組みにつきましては、今ご質問の要旨にもございましたように、平成21年9月に町では町民と行政の協働を進めるため指針懇談会を発足し、1年3カ月間ご協議をいただき、協働に関する基本指針を平成22年11月に策定いたしました。現在はこの指針に沿った中で協働の推進を図っている状況でございます。

協働事業は町内におきましても多種多様であり、範囲も非常に広範にわたっております。既に地域に根づいた事業が行われているものもたくさんございます。地域の美化活動、環境ボランティア、生態系保全活動、スポーツ振興事業、社会福祉協議会を中心とした高齢者等への給食サービスやカットサービス、あるいは青色防犯パトロール等もその一つであります。そのほか自主サークルや住民団体による各種の活動の中にも、地域の豊かな暮らしを継続するための取り組みも多数行われております。

しかし、まだ十分行われているという状況でないことも承知はいたしておりますが、この協働という趣旨を考えますと、行政側から一方的なお願いではなかなか上手にいかないと思います。住民からの自発的な取り組みにより始められることが一番いい結果に結びつくのではないかとも考えております。

そのためには、地域において何か盛り上がってきたものに対して、その芽を大切にし、よい方向へと進んでいくように行政としても援助、支援を考えているところでございます。

また、地域住民に対しましては、今後の地域社会において地域との協働というものは必要不可欠というものであることを十分認識していただけるよう、啓発関係にも取り組んでいく必要があろうかと思います。

次に、要旨2点目の協働への協力、支援についてでございますが、先ほどございました協働サロンの関係でございますが、本年3月に第1回の交流サロン展を開催してから4回目の事業が6月10日に行われたと聞いております。今回、部屋の中ではなく都市部でも行われているような個人宅のバラ園を開放していただき、サロンを通して歴史と文化、そして自然あふれる長南町を感じていただけることを期待して開催されました。

まだまだ交流サロンに集う方は少ない状況ですが、この新しい芽を大切にし、いろいろな分野にこの効果が波及できるようにしてまいりたいと考えております。

この交流サロンは、さまざまな経験をお持ちの方々が集い、一緒になって考え、計画し、催しなどを行い、そこに訪れる方々に対して、また新しい交流を期待するものであります。このことにより、町内においても活性化され、地域の連帯感、新しいものへの取り組み、ひいては豊かで自立した活力と魅力ある町づくりへと変化していくものと考えております。

ボランティア団体等の活動内容は多種多様であり、行政側の支援方法も組織や事業の実施方法、補助金など手法もさまざまですが、その活動の特性を損なわず発展継続できるよう、活動状況や発展段階に応じて側面的

に支援してまいりたいと考えております。

このため、ボランティア活動の延長線上にある協働推進に向け、総合支援する政策室と実質的所管で推進実施していく関係室等が常に連携を持ちながら、施策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 前向きなご回答を伺いましたが、具体性が若干やはり足りないと思うので、細かいところは政策室のほうに聞いたほうがいいのかなと思いますが、協働という部分について、特にサンプルで、協働サロンで話したほうがいいのかもしれませんけれども、非常にお金がかかっていないと思うんです。本当に自分たちが手弁当でやってきて何もお金を使っていない。もし、どの程度の予算でやっているかとか、あるいはどういう応援をしているか、そういうことを、協働に関して、協働って意外とお金がかからないような気がしているんですよね、ですから協働をどんどん推進していくても、町の発展につながるけれども、財政的な赤字につながるかなと、そういう心配は余りないような気がするんですけども、ちょっとその協働とお金の関係とか、あるいは支援のことを具体的に少しお話ししていただければ、私も次が話しやすいのでお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） それでは予算的なもの、経費的なものはどうかというような�質問でございまして、いろいろあると思うんですけども、サロンのほうをちょっと例に挙げてご回答させていただきたいと思います。

確かにおっしゃるとおりそんなにはかかっていないということではございますけれども、うちのほうといたしましてはチラシをつくりたり、校正したり、あるいは50部欲しい、20部欲しい、あるいはもうちょっと拡大してつくっていただきたいというようなご要望がございまして、できる範囲でその辺はお手伝いをさせていただきました。

また、展示をやったり催しをやったりするのに、若干の物品費もかかる部分がございます。これらのもので、うちのほうで持っている予算の範囲で、若干協働の関係の経費を予算をいただいてございますので、その範囲内であれば協力して対応させていただいたということでございます。金額の張るもの、あるいは大がかりなものになりますと事前に調整させていただいて、いろいろ考える中で予算要求をする中での対応という形にもなるかと思いますけれども、サロンのほうの関係ではそういったことで、少ないながらそういうようなご協力をさせていただいているということで回答させていただきます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 金額について聞くという話もしなかったので、億とかいうお金ではなくて、もう少し具体性があれば、100万円とか10万円とかいう単位で言えば10万円単位ぐらいのお金なのかなと。要は費用対効果のことが言いたいわけなんです。費用に対して非常に効果があるなど。自分たちがやはり協働サロンをしているという生きがいにもつながっていく。特にこの第4回についてだけお話ししますけれども、たまたま地元の方が検討委員会からサロンに入ったということで、たまたまバラが咲くので、この方はぐるっと花めぐりな

どに入れてもらいたいけれども、まだ早いんではないですかと、そういう予備段階であったと。ということで、それだったら協働サロンに協力して、その中で自分たちのできることということで始めたらしいですが、やはりよかつたことは、若者がこの中に大学生、あるいは休学している方が加わって、では地域に発信をしようというようなつもりなんでしょうね、散歩道、そのオールドローズガーデンの近くにある公園、それから草取り仁王様とか蛇谷の柳とか、そういう地域の名所の地図を書くということになりました、そうすると何人かでも行くかもしれないということで、草取り仁王様の整備のほうには事前に草を刈らせていただきました。蛇谷のほうも地域住民が草を刈っておりました。公園のほうも草を刈った。

要するに地域の、いやそういうことだったらということで地域整備も始まるわけですね、私はこれが非常によかつたのではないかなど。そこには蔵持のバラだけではなくて、そこに参加していろいろなことを販売する人、押し花やらコーヒーや何かはわからないですけれども、いろいろ来てやっておる。こういうことが一つの地域の発展というんですか、つながりとか、一つの起爆剤になるかな。協働サロンというのは今後注目していくと私はおもしろいなと。非常にお金はかかっていませんので、言い方が決まった予算はあるんでしょうけれども、費用対効果を考えて効果があるこういう協働の活動でしたら、私は余り行政のお金を当てにしてはいけないんですが、側面的な面で補正予算をあるときは組んでもいいんではないかなと、そんなふうに考えておりますので、こういう協働の幅は広いんですが、こういう面についてちょっと町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） このサロンだけではなくして協働ですよね。この協働というのは非常に幅が広いと思うんです。まず、今の社会はとかく疎遠をしがちですね、隣近所でも、あそこの若い人、あそこの家のだれだれ、同じぐらいの年代の、どこへ勤めているんだか、顔も見たことがないなんなんていうのが普通、そういう状況であるとか、いろいろの集会所に集まれば、例えば今までですと集会所によく集まってお茶や何かを飲むのに皆さんが話し合いをして、農家組合長会議でこういうことがあったなんていふこともやっていたものが、今はそういうことが全然なくなったと言ってもいいほど、集会所へ集まることもなく、そういうことを見ますと非常にこの問題化されております。

そんな中で、今言われたサロンをはじめいろいろなことを協働で、例えば町でお願いしております川をきれいにしましょう、道路愛護だとか、いろいろこう全体へ出て、一同をして皆さんで顔を合わせた中でお茶を酌み交わす、話し合いや雑談をするということは非常にいいことだと思います。そういったことを考えますと、今後は協働というのはいろいろな形で、まず協働に参加する、健康でもあるでしょうし、勉学というか知識の向上にもつながる。いろいろな面で効果が現代では協働というものでいろいろと事業を計画してやられると、それでそれを計画するんではなくて自然に生まれてくることがすばらしいことであるのではないかと、こう思います。

それで、町としてはちょっと質問の要旨で助成というかお手伝いを、はつきり言って補助金なんかもということでございますが、その辺については幾ら財政が厳しいと言っても、協働で、現時点で今幾つか動いておりますが、これが盛んな活動をしてくれば、協働でかける経費よりも、例えば医療費が浮くとか、いろいろな面で浮く面も相当あって、大いに進める事業ではないか、また町のほうもお手伝いはするのが当然であるという

ふうに理解をしておりますので、今後ともいろいろな情報提供、あるいは事業推進にご協力のほどをお願いして答弁にかえます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 協働については言い尽くしたということはないんですが、協働という意味は非常に理解されている、発信者ですから当たり前のことだと思うんですが、住民自ら出るように私たちもいろいろな場で協力していくので、ぜひそういう啓蒙活動の形をとってもらえば、協働ということが進んでいくかなということだと思いますので、今後、町のほうも協働に関して積極的に働きかけていただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時5分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午後 1時47分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時04分）

◇ 丸島なか君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君質問席]

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告順に一般質問をさせていただきます。

本日より一問一答方式ということで、場所や向きが違い、ふなれではございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、傍聴の皆様、早朝より大変ありがとうございます。

それでは、1点目の防災対策についてお伺いをいたします。

今後、発生が予想される首都直下地震や東海、東南海、南海の3連動地震、また台風、雷、竜巻などの自然災害から我が身を守るためには、災害を自分自身の身近な危険と認識した上で、必要な知識を持ち、日ごろから備えておくことが大切だと思います。

そのためには、地域ごとに防災教育の充実を図り、地域全体で防災に対する平時の備えや災害時に取るべき行動を身につけるなど、町民の防災力の向上に取り組むことが大事だと思います。

長南町公明党としましても、今年の4月、防災教育の充実を求める要望書ということで署名運動をさせていただきました。町民の皆様3,260名のご協力をいただき、4月27日に藤見町長さんにお届けをさせていただいたところです。ご協力をいたいたいた皆様には、心より感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

その中で、さまざまなお要望、また質問などをいただきました。それらを踏まえまして、3点ほどお伺いをいたします。

まず、最初の地域防災計画の委員に女性を登用することについてお伺いをいたします。

昨年3月の東日本大震災では、仕切りのない避難所で男女一緒の生活を強いられ、着がえや下着を干すスペースに困るなど、防災対策に女性の視点が反映されていない状況が浮き彫りになりました。党として18都道府県と640市区町村を対象に実施した調査では、昨年10月に行い、長南町にもご協力をいただいたところですけれども、地域防災会議の委員に女性が一人も参加していない自治体が約半数に上ることがわかりました。我が長南町においても地域防災計画の委員に、より多く女性を登用することについてどのように考えているか、お伺いをいたします。

次に、海拔表示設置について伺います。

昨年の震災では、多くの方が津波で命を落とされたことは周知のとおりですが、長南町までは津波は来ないのではと言っておられません。米満と申しますか、千手堂地先と言いますか、船が押し流されてきたという説もあり、その船が泊まった場所を今でも舟止まりという地名となっていると、そういうことをお聞きしております。今は、想定外ということが頻繁に使われております。自分たちが住んでいるところが、海拔何メートルあるのか知りたいという人もおります。せめて、この役場庁舎、各小学校、中学校の指定避難場所に海拔表示板設置をとの声もありますが、町としてはいかがお考えでしょうか。

3つ目の、防災備蓄品についてお伺いをいたします。

防災備蓄品については、他の議員さんからもいろいろ質問がありましたが、町民の多くの人が、町の備蓄品はどの程度用意されているのか心配されておりました。投光器、発電機、防災釜などの機器類や給水袋、ブルーシート、救急セットなどの災害救援物資、ビスケット、飲料水などの食料品等々が備蓄されているのですが、ラジオや組み立てトイレ、高齢者等の災害時要援護者に配慮したマット、腰かけがわりにもなる段ボール製等の簡易なベッド、プライバシーの確保のための間仕切りユニットなど、乳幼児用のミルクや乳児用、障害者用また女性などが使用します保健衛生面での大人用おむつなど、どのようにになっているのか、避難所備蓄品の充実を図られるおつもりはないかお伺いをいたします。

以上で、最初の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、9番、丸島さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、件名で防災対策について、そして要旨としましては、防災会議の委員に女性の登用、2つ目が海拔表示について、3つ目が防災備蓄品についてということでございます。要旨に従って、答弁をしたいと思います。

まず、地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、長南町防災会議条例が制定されており、その所掌事務で、地域防災計画を策定することが定められ、現在、町防災会議委員は20名で構成され、女性委員は残念ながらいないのが現状でございます。

地域防災計画を見直した平成22年度策定版では、国・県等の関係機関やライフライン関係との協議、折衝の中で、応急医療救護や生活援助にかかる福祉部門では、女性職員との意見交換等がなされたところでございます。国・県で策定している男女共同参画計画においても、男女双方の立場に立った防災対策の促進を進めているところであります。確かに防災時における避難所運営や防災備蓄物資に女性の視点を置くことは、とても大事

な点であることは十分認識しております。

例えば、男性になかなか目の届かない、届きにくい避難所におけるプライバシーの問題や、日々の集団生活、あるいは乳幼児に対する紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳瓶などの備蓄物資は、女性だからこそその視点につながってくるものと思われます。

防災会議の委員は、災害対策基本法によるいわゆる充て職で決まっております。充て職というと、まず20人のうち、会長が町長、町長というのは女性でも町長になれば、女性の委員が誕生しますね、県の県民センターの所長だとか、整備センター、これは土木の所長、農林が産業課長を指しています。保健所の所長さん、茂原の警察署というのを定めていますから、その職にある者ですから、その職が女性であれば女性の委員ができると、こういうこと。役場では副町長、総務課長、住民課長、事業課長、教育長となっていますが、今言った私の部局のほうで、職員がこの任に当たっていれば女性の委員が入るんですが、そうでないと充て職ですから、女性の委員がなかなかできにくいという状況にあるんだということを、十分ご理解いただきたいと思います。

ただ、よその、そういうことを言って女性を推薦してくれと言ってもらえるところがない、余り見当たりませんけれども、女性を委員に推選していただくように、よその団体には働きかけていきたい。また、でき得ることなら町の人事、人の起用も女性をできるだけこういったものにできるように、今後できればいいんではないかなというふうには考えております。

次に、海拔表示の設置の関係につきまして、答弁をさせていただきます。

先般5月28日に国土交通省から、東日本大震災の津波被害を踏まえて、全国の道路標識などに、その地点の海面からの高さを示す海拔表示シールを貼ることを明らかにしました。これは今後、過去の津波被害や災害に想定される浸水区域を参考に、シールを貼る道路を設定して、住民の防災意識を高め、避難時に役立てもらうことがねらいで、津波対策に役立てていこうとするものです。

長南町の主な地点の海拔を調べたところ、おおむねの数字ですが、防災活動拠点となっている役場は、この場所ですけれども、海拔41メートル、避難場所となっております各小学校では、長南小学校は24メートル、豊栄が28メートル、東小が23メートル、西小が40メートル、中学校が45メートルと、長生管内の沿岸市町村部の住宅等が密集している区域の2メートルから3メートル地点と比較しますと、津波対策に関しては、はるかに安心で安全な場所と言えるわけです。

したがいまして、今後避難場所における海拔表示の住民にお知らせする手法につきましては、現在、各小・中学校にある避難所案内板に海拔表示シールを貼るなど、方法を検討していきたいと考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

次に、防災備蓄品についてでございますけれども、主な備蓄状況につきましては、食料・飲料水関係については、アルファ米500食、飲料水が500ミリリットル用で約300本、生活必需品では毛布42枚、組み立て式トイレ30個、おむつ60個、医療救護資機材では、担架5個、救急セット15、その他の資機材では、投光器、スコップ、発電機、防災釜、燃料油、しゃもじ類の炊事・煮炊き用の備品などが備蓄をされております。

今後、町としては、自分の命は自らが守るという考え方から、3日間程度の生活物資の備蓄は、できるだけ住民の皆様に自助努力をお願いし、町では住民の皆様の調達しにくい物資、例えば公助として非常食、飲料水、毛布などの生活関連物資に密着した備蓄の向上に努めていきたいと思います。

さらに、避難所にも指定されている学校の空き教室においても、地域住民の避難拠点にもなることから、保存水、食料品を中心とした応急的に対応できる防災品、備蓄に重点を置きながら、計画的に備蓄品の充実を図っていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

以上で1回目の答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございました。

まず、地域防災計画の委員に女性を登用することについてということですけれども、これは充て職で決まっているということで、人を定めているということで、20人で構成されているということなんですけれども、私がちょっと調べたところによると、この委員というのは何人以内ということになっていまして、27名ほどは何か委員になれるんでしょうか。その辺ちょっといかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 私の手元へ、こっちから資料が来ちゃっているんですね。

知事の部内の職員から町長の私が任命する者が5名以内、警察官のうちから町長が任命する者2名、それと地方行政機関の職員のうちから任命する者が2名、指定公共機関または指定地方公共機関のうちから町長が任命する者が5人以内、町長がその他、その部内の職員のうちから指名する職にある者が7名、これは多分、役場の職員を言っていると思うんだけれども7人以内、教育長の職にある者は1名、広域消防の消防長、あるいは町の消防団長ということ、消防団の職にある者2名、そのほか必要と認める関係機関の職員のうちから町長が3名以内と、こうなっている、全部で25ですね。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ごめんなさい、私が間違えて27名だと思いましたけれども、じゃ25名ということは、あと5名ほどは何らかの形で選べるということでもあるんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） ただいまの丸島議員さんのそのマックスの関係なんですけれども、この町のほうにある長南町の防災会議条例で、ただいま町長がお話ししたとおり、それぞれの各項の委員、例えば千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者5人以内ということで、それぞれの各関係機関につきまして、以内規定になっております。それがマックス25名という形の中で、うちのほうは余り今その中の20名を任命してございますので、もう各ライフラインのそれぞれの分野から、それ相応の委員は十分、充足しているというふうに考えておりますので、またその5名、差が5名ありますけれども、もうちょっとまた一般の防災のいろいろ会議をする観点の違いからは、隨時また任命することができますので、それはまたその中の防災会議委員の中での追加等をしていくて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 防災条例を見ましたら、その他必要と認める関係機関の職員のうちから任命することが3名以内ということがございます。今回、学校のほうの空き教室なんかも積極的に使うと、使った防災計画をつくるわけですけれども、そうすると学校の関係で女性の方を、学校の教育者のほうから選ぶか、父兄から選ぶか、いろいろあると思うんです。できるだけ、意に沿うように心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、もう3名ないし5名はまだ猶予があるということですので、私は19名で女性が1人入っているというふうな感覚でしたんですけども、20名いらして1人もいらっしゃらないということなんですね。そういう前向きな答弁をいただきましたので、女性の視点が非常に必要ですので、きめ細かさの求められる防災対策に、高齢者や障害者また子供など、弱い立場の人の側に立った優しさや配慮が盛り込まれるように期待をさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

そして次の海拔表示設置ということで、国のはうからそういうふうにシールを貼る検討を、そういう話があったということで、指定避難所にはシールを貼っていただけるということですので、大変ありがとうございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

そして、防災備蓄品についてですけれども、私が五、六年前でどうか質問をしたときには、空き教室などありませんということで、むげにそういう答弁をされまして、去年3月11日の地震があったということもありますし、また大倉議員さんや加藤議員さんのほうからも、その備蓄品は各空き教室にという、そういう質問に対しまして前向きに答弁をいただいたところで、私もこの間、学校に行きました、どのようにになっているんでしょうかとお聞きしましたら、学校のはうは、役場のはうからそういう通知が来たから、いつ来ても大丈夫なように受け入れ態勢は整っておりますという、そういうことをお聞きしました。まだ来ていませんねということでしたので、これについてはいつごろ各学校といいますか、避難指定場所に運び込んでいただけるのか、わかりますでしょうか、じゃお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

防災備蓄品の関係につきましては、今議員さんがおっしゃるように、学校のはうで教室を用意していただきました。学校のはうへの備蓄品につきましては、やっぱりちょっとどうしようかと迷ってはいたんですけども、たまたま先週の金曜日なんですが、伊藤園さんのほうから申し出がありました、毎年伊藤園さんのほうから200万円から300万円前後の寄附をいただいている状況がございます。今回については、3月11日の関係がございますので、ぜひ防災備蓄品というようなお話をちょっとさせていただいたら、快く受けていただきまして、伊藤園のほうでいろいろと協議をし、決定がされるのが恐らく7月の下旬から8月になろうかと言つていましたので、それ以降について、うちのはうはそれまでには備蓄品の内容をよく精査しておきまして、9月には搬入ができるような形が取れればいいかなと思っています。

9月というとちょっと間がありますので、なるべく早い時期に搬入をさせていただこうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、総務課長が答えたのはそのとおりなんですかけども、ただ、金額も今まで200万円から300万円、ですから250万円前後ということでおろしいんでしょうか、が教育関係を中心にして、あるいは

はこのところ町のいろいろな青パト、ああいった車なんかも、福祉の関係の車なんかは利用させていただいています。

今回は、教育そして福祉関係をあれしましたので、今度は備蓄品ということでお話を申し上げて、快く、じやさようさせてもらうということで了解をいただいております。

ただ、この辺で、予算で町が買うものではございません。品物を大体200万円とか300万円程度のものを、こういったものが必要だというのをどこかで決めて、決めたものを伊藤園のほうに示すと。そうすると伊藤園のほうで業者にお願いして納めてくれる、こういう経過になりますので、予算でやることでしたら、備品なんかの期限というのがわかりますけれども、そういうたいきさつがありますので、期限は年度内ということで、ひとつご理解いただきたい。今まで年度内に納められたものも多数ございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） じゃ役場からそちらに行くんではなく、伊藤園さんのはうから行くということなんですか。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 役場のほうからはいろいろ人の意見を聞いて、じゃ何にしよう、防空ずきんなんか、余り食べたりなんかするものだと賞味期限がありますから、永遠にもつと、そんなにもたせてもいけないのだけれども、何かそういう防空ずきんというんですか、ああいったものとか身を守るものとか、先ほど言った何とかトイレとか、そういうものを各学校に置くということがすばらしいことだということで決まれば、それを申し上げれば金額内でいろいろなものを数だけ、金額総額で200万円から300万円程度を今まで納めてくれていると、こういうことになります。金じやない、予算を組みませんから。というのは、合併の話があったときに町がこれをもらってやると、合併すると茂原のでかいところへ使うようになるから、もう最初からこれは地域の学校を中心とした、学区を中心とした、学校中心にして話し合ってくれということで予算計上しないでやるようにしてありますから。

だから、品物を決めてゴルフ場のほうへお願いをして、ゴルフ場のほうでいろいろ取引している業者から納めてもらうと、こういうことになります。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） わかりました。

それでは今後、異常気象等による想定外の災害に備える観点から、災害時の初動という対応する備蓄品の充実に取り組まれますように、そして女性の声を反映した防災対策をよろしくお願いしたいと思います。

そして、第2点目の学校通学路の安全対策についてお伺いをさせていただきます。そちらに移らせていただきます。

去る平成24年4月23日、京都府亀岡市にて集団登校中の小学生の列に、無免許の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、児童2名及び保護者の3名が死亡、7名が重体・重軽傷を負うという、痛ましい事故が発生いたしました。さらに、4月27日には千葉県館山市、これは1名が死亡しております。同様に、愛知県豊岡市、これ

は2名重症ということで、同様の通学中の交通事故が立て続けに発生しております。何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇に、憤りを感じております。

私たち長南町の公明党としても、今回発生した一連の事故について、子供たちの地域の安全・安心を脅かす重大かつ切迫した事態ととらえて、学校通学路の安全対策をさらに強化する必要性を強く認識しているところでございます。

そこで、町内の学校通学路において、今回の事故の事例に該当するような危険箇所がないか、早急に調査、点検を行うことを提言するとともに、児童・生徒の皆さんのが安全かつ安心して通学できるよう、先月5月31日、藤見町長さんがお留守でしたので、葛岡副町長さんのほうに要望をさせていただきました。

1つ目が、児童・生徒が利用する通学路及びバス停留所の安全性の調査、点検の実施。また2番目が、通学時間帯のスクールゾーンの設定など、通学路への自動車進入規制及び速度規制の強化。また3番目、速度を抑制するためのハンプ、これは路面の凹凸というか、出っ張った部分といいますか、クランク、不規則な曲がり角、狭窄、カラー舗装などの整備ということで。4つ目が、歩行者と自動車を物理的に分離するためのガードレール、縁石の設置、信号機の歩行者だまりへのポール設置などの整備等でございます。

また、長南町では過去において、児童が5人犠牲となった大きな事故もありました。もうそういうことで、身につまされる思いでございます。

私は、この要望書を31日、町にお届けするに当たりまして、各小学校、中学校に直接足を運びまして、校長先生と懇談をしながら、いろいろ各学校の実情といいますか、話を聞いてまいりました。一番多かった要望は歩道の設置ということで、どこの学校からもこの歩道の設置という話は出てきました。ほかには、信号機の設置、またガードレールの設置、またがけ崩れ等々、たくさんいろいろな話があつたわけですけれども、このような中ではありますけれども、学校現場での具体的な対応及び環境整備についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君）　それでは、丸島なか議員さんご質問の、通学路の安全対策についての学校の具体的な対応と環境整備についてお答えをしたいと思います。

確かに丸島議員さんおっしゃいますように、4月23日の京都府亀岡市の集団登校中の小学生の列に、無免許運転の車が突っ込みまして、子供を含めた3人のとうとい命が奪われた事故を初めとして、その4日後には館山市や岡崎市でも、子供たちが犠牲になる事故が相次いで起きているわけであります。

このことを受けまして、長南町の各小学校では、通学路の安全点検を改めて行い、日ごろも行っているわけですが、この事故を受けて改めて行いまして、登下校時の交通指導も今までどおり職員でのパトロール、あるいは街頭指導等をはじめ、この議員さんの中にもいらっしゃいますが、ボランティアの方々の見守り活動等の協力を得ながら継続をしているところでございます。

町教育委員会といたしましても、5月の校長会議の中で、各学校に通学路の車対策、崩落対策、あるいは不審者対策等について、再度点検をするように指示をいたしました。その結果、通学路の変更をしなければならないような箇所はないという報告があつたところでございます。今後もより多くの見守りボランティアの方々の

協力をいただき、そして学校と連携を図りながら、交通事故ゼロを目指して取り組んでいきたいと考えています。

また、通学路の環境整備につきましては、各学校のPTA役員さん方で組織する長南町のPTA連絡協議会というのがございます。その方々によって、毎年、児童・生徒の通学路にかかる諸問題について調査をし、改善を要する点をまとめて、そして要望書として町長さんのほうに提出していただいております。

昨年度においては、この要望にありました国道409号に合流する長南西町地先の町道沿いのがけ崩れ防止対策として、立ち木伐採や豊栄小学校正門から今泉方面へ通じるがけの亀裂補修工事、県道長柄大多喜線のデイリーヤマザキのわき道との交差点に、飛び出し注意を促す路面表示、これらを設置していただいたところでございます。

今後も継続して調査を行いながら、子供たちの安全確保のための取り組み、と同時にこれとあわせましてやはり大事なことは、長南町の重点目標の一つで取り組んでおります、自分の命、安全は自分で守ることのできる能力が大意だということを、小学校1年生は1年生なりに、6年生、中学生まで含めて、そこに育成に力を入れていますので、今後とも一層、そこも含めて充実してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございました。

それと、児童・生徒の通学時ではないかと思いますけれども、学校から帰った後の自転車に乗って交通事故に遭ったという何件か私もお聞きしておりますけれども、このようなこの事故対策というのは、何か指導とか対応とかされているのでしょうか。もし何らかのあれがありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） 丸島議員さんのご質問の、児童・生徒への交通安全の指導とか対応ということなんですけれども、こちらにつきましては、毎年、年度初めに各小学校及び中学校の1年生を対象に、茂原警察署の方及び町交通安全協会の方のご協力で、交通安全教室を実施しております。あと、各学校の各学級で意図的、計画的に交通安全の指導を行っております。

3つ目としては、小学生においては自宅に帰ってから自転車とか乗るんですけども、そのようなときにはヘルメットの着用をするよう指導を行っております。

以上が指導しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 今、自転車事故が非常に多いということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず、昨年起きた全国の自転車事故というと14万4,000件ほどあって、交通事故の20%を占めているそうです。それがこの5年間も続いているということで、こういう事故だけがをした原因の約3分の2は自転車運転者、自転車を運転している人のルール違反がある、特に子供の4分の3が違反をしているそうです。安全意識をどう高めていくかということがすごく大切なことだと思うんですけども、児童・生徒たちを交通事故の被害から守るということはもちろん、加害者にもさせないということで、一般に子供の自転車事故が多い背景には、

安全教育が徹底されていないで、また交通ルールを知らないで利用していることが挙げられるということだそうです。

こうした状況を改善しようとして、自転車運転免許証制度というものが、今全国に広がっているそうです。自転車運転免許証制度というのは、講習会を通じて、子供たちに安全な自転車の乗り方や交通ルール、マナーを体得してもらい、事故を防止するのがねらいだそうです。

東京都の荒川区では、全国初の自転車運転免許証制度をスタートして10年になるそうですけれども、この10年で1万人が講習会に参加したそうです。対象といいますと、小学校4年生以上の在住者、在学者で、小・中学生には免許証が、それ以外の人には講習会の終了証が交付されるそうなんですね。免許証の携帯を、自転車通学の条件にしている中学校もあるということです。事故を起こして人に大けがをさせたら、小・中学生でも何千万円も払わなければならないこともあるわけですので、交通ルール、マナーを守らず事故を起こすことのないように、自転車運転免許証制度を長南町でもスタートさせる考えとかというのはいかがなものでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 丸島なか君に申し上げます。

ただいま発言されている内容につきましては、通告外の内容であります。

答弁できますか。できれば、町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今のこととは、子供らの自転車事故を防ぐのに、免許証制度を取り入れたらどうだということだと思います。

お答えしたいと思いますが、私が感じているままで申し上げると、私、自分の周りの子供だけだから学区で言うと東小だけだということで、よそはちょっとわからないんですが、これは教育委員会がやっているとは思いませんけれども、学校でよくやってくれています、ヘルメットをよくかぶってくれています。その辺は非常に感謝したいと思います。ただ、そんな中でも事故は起こるということはあるんですが、これは事故というものは、こういうあれではつきものだと。

そこで、丸島さんが今、提案されたものについては、免許のようなものと言うけれども、これは制約をいろいろなことを決めてするわけですから、本当は免許だと思うんですよ、免許と言ってもいいと思うんですが、この免許ということになると、教育委員会だとか町で出してこうしますことを、この場ではまだ申し上げられないと思います。というのは、父兄にもまた町民にも住民にもいろいろな方がおりますので、そういうことをしますと、よいと言う者とまずいと言う者が必ずいますから、その辺を参照する中で少し時間をいただいて、教育委員会を中心にして検討させていただくということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

一問一答がうまくいっていますから、これ以上は言わない。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

それでは最後、町では小学校は集団登校ということで、中学校では個人登校というふうになっておると思います。各学校では児童・生徒の通学時等の安全を考えて、通学路というものを定めておるわけですけれども、各学校の通学路を実際に歩いてみると非常に危険です。特に409のこのところとかは、横断するのが本当に命がけといいますか、ある方も言っておりましたけれども、子供さんを毎日、学校へ送ってくるというような、そういうあれを本当に甘過ぎるんじゃないかというふうに先生は思っていたそうですが、でも実際

に自分が歩いてみると、本当にあそこを横断するのは、子供たちが通学する時間帯は、本当に日本全国がみんな移動している時間帯ですので、子供たちだけの道路じゃありませんので、本当に危険だなというので、親御さんが送ってくるのが本当によくわかるという、そういうふうに先生もおっしゃっておりました。

そこで、提案なんですけれども、通学路をカラー舗装にして、運転手の注意を喚起して、通学する児童・生徒の安全を図ってはどうでしょうかということで、一部カラー舗装になっているところがありますけれども、そしてあわせて、学校通学路の路側帯にこのカラー舗装道路は何々小学校の児童が、通学及び下校時に利用しますというふうな形で、道路に提示をすることによって、車のほうも住民にも、通学路の差別化といいますか、明確化することによって、少しでも事故防止につながるのではないかというふうに考えます。

路肩部分のカラー舗装化というのは、正規の歩道整備ができない場合の有効な対策だと思います。町として、これは要望ですので答弁は結構でございますけれども、そういうふうにそういう方向でやっていただければありがたいなと思います。そして、今私たちの住んでいる長南町が、少しでも、1ミリでも一步でもよりよい方向に進むことを念願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は3時10分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午後 2時49分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時08分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、7番、加藤喜男君。

[7番 加藤喜男君質問席]

○7番（加藤喜男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ちょっととゆうべ大風が吹きましてなかなか寝られなくて、今日も一般質問ということで寝られなくて、睡眠が不足しております、少しど抜けたことを言うかもしれませんけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず1番目でございますが、町の会計制度についてということでお聞きをいたしたいと思います。

現在、町のガス事業を除く一般会計、特別会計につきましては、単式簿記、現金主義という会計であると思います。単式簿記については、一つの取引について一面のみを把握し、増減を記帳するもので、現金主義とは、現金の収入支出という事実に基づいて記録をするというものであると思います。

このように、現在の会計方法は現金の移動しか記録をしないため、減価償却費や引当金等の非現金情報が計上されず、それぞれの事業に要した正確なコストが把握できないという問題を抱えておるようあります。単式簿記、現金主義の限界だというようなことで言われておるようあります。地方自治法では、現金以外に財産を公有財産、物品、債権及び現金に分類をして、その性質に応じた適切な管理をしなさいということを求めているようあります。

会計制度の見直しについては、数年前より総務省の自治財政局より、貸借対照表、行政コストの計算書、収支計算書等々の表を作成して、必要な情報の開示に取り組むようにと、いわゆる複式簿記への移行の指導もあるようあります。

一部の自治体においては、もう既に見直しを行い、複式簿記に移動しているというようなことを聞いておりますが、本町の考え方や状況等について、まずお聞かせください。

以上です。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　7番、加藤議員の質問にお答えいたします。

まず、件名が会計制度について、複式簿記導入についてという要旨でございますけれども、地方分権の進展や厳しい財政状況により、地方公共団体は今まで以上に効率的な財政運営や、経営的視点による行財政改革への取り組みが求められています。しかしながら、現在の現金主義、単式簿記を基本とした会計方式では、各年度内の現金の動きを把握するのみで、企業会計に見られる発生主義、複式簿記における資産や負債の状況、その変動については把握できませんでした。

そのような状況の中で、総務省から平成18年度に、企業会計的な手法による財務書類の作成方法が示され、あわせて貸借対照表、また行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表の財務書類を作成し、公表するよう示されたところでございます。

現在、既存の決算統計情報を活用してこの4表を作成しており、今年度中の公表を予定しております。また、複式簿記の考え方を導入した4表の作成も検討しているところでございます。

そのようなことでご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君）　7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君）　ありがとうございました。

今年度中に現在の、先ほどのお話のある必要な4表を作成し、公表していただけるということのようあります。非常に進んでおるということで結構だと思いますが、これがすべてこれに変わるというのはいつごろを目標に考えておるか、わかれば教えてください。

○議長（松崎 熱君）　企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君）　加藤議員さんの質問にお答えします。

今までの現金主義、単式簿記をすべて発生主義、複式簿記に移行するということではないと。ただ、決算を毎年やっておりますが、その情報をこの現金発生主義、複式簿記に移し変えてそれを公表していく、なおかつ、これらの4件については、例えば貸借対照表で言えば、次世代に引き継ぐ資産は幾らぐらいあるのか、資産を形成した財源は何だったのか、次世代に先送りした借金は幾らあるのかと、こういったものが非常に明らかで見やすくなるということです。そういう今まで現金主義、単式簿記を補う意味で、発生主義、複式簿記に応じた決算を公表していくということで、今までの会計方式を全く変えていくというわけではございませんのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。

ということは、今後も今までの会計方式と複式簿記が、ある点ずっと並列して出ていくというようなことですね。総務省の指導も、そういうことでいいんだよということでよろしいということでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 町長から答弁させていただきましたけれども、この4表を出す仕方も、今2通りの方法で考えられております。

その1つが、先ほど町長から説明したとおり、決算統計情報を使ってこの4表をつくる方法、そして今現在使っている単式簿記を複式簿記に変えて、この4表をつくる方法になります。この複式簿記を使ってこの4表を出すには、今の単式簿記でやっています財務会計システムを大きく改修する必要があります。要は会計を2つ動かさないと、この複式簿記を利用した4表をつくることはできません。ですから、それには非常に費用もかかりますので、これも段階を追ってやるような形になりますが、今のところはこの決算統計情報を使った4表をつくり、それを分析するというような形になります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

ちょっと調べて見ると、東京都が一番最初に複式簿記を入れて、恐らく複式簿記のだけで並列にやってないんじゃないかなという気がしたんですけども、それには相当なシステムの構築で金がかかる、人間の時間もかかっている。それから職員の教育に時間がかかっているというようなことで、ちょっとあるデータもありましたけれども、これがもし東京都の状況とかわかれればあれですけれども、勉強しているかどうかわかりませんが、複式簿記だけでもういっているということじゃないのでしょうか。もしわかれれば。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） えらい勉強不足で申しわけないです。

私も一般論で申し上げます。

よく複式簿記だとわからないという方がいるんです。それは複式簿記になれているからですよね。農協なんかみんな複式ですから、農協さんなんかの関係ですと、町の決算書なんか見てもわからない、こういうあれもあります。わからないというのは、表向きはわかるけれども、借金の状態だとか将来のことだとか、こういったものはわからないものがあるということです。そういったことが一長一短あるわけですが、それで今、総務省の国ほうでの指導は、やっぱり単式では本当に単年単年ですからそうでなくして、借り入れだとかいろいろな状況が、資産の状況とかそういうものがわかる、将来何年か後がこうだということもわかるような方法として、そういうものをつけて公表しなさいというようなことで、私はあると思うんです、勉強不足ですが、東京都がそうだって言うんですから、両方でやっているかどうかわかりません。

そういうことで、現時点では、私の考える中では、両方じゃなくして今の町でやっている会計方式に、今度はさらに言った4件を加えてつけて公表していくのが当分の間これでいいんではないかというふうに考え

ております。

ですから、加藤さんのおっしゃるように、将来、今のものを直して複式にしていくかということ、その辺の見込みを聞かれているわけですけれども、現時点ではもう少し勉強させていただく、それでなければならんということであれば、法律に従ってそのようにいたしますし、そうでなくして双方、住民の方々にわかりやすいような形をとるような指導であるとするならば、この方法で続けていきたいと、このように考えていますので、お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

基本的に今お聞きしたところでは、総務省の指導もあるでしょうけれども、今の会計方式と複式が並行していくということで、この年度に初めてでしょうかね、要は公表していただけるということのようあります。

複式簿記に精通している方もいろいろ多くいるかもしれませんし、精通していない人もいるので、希望としては、この公表された段階で、またひとつよろしく見方とかご指導をいただければと思いますので、職員の教育等もあるでしょうが、それにつけて加えて、私ほか人のまた教育指導をお願いできればうれしいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、会計制度はそういうことでよろしくお願ひします。

次に、2番目として人口の減少問題についてというような文面で通告させていただいております。

本町の人口は減少の一途をたどり、いろいろ話も出しておりますが、今後も減っていくと。昭和30年の1万5,000人がピークというようなことで、広報等にも載っております。現在は9,100人程度までになり、今後も急激な低下が予想されるということで、平成22年の4月には過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎の地域として本町及び近隣では大多喜町が指定をされたということで、人口の減少の問題は、国全体の問題でありますから、非常にこれは一町村で云々というのは厳しいことは皆さんご承知のとおりであります。

そうは言っても、先ほどからも人口問題の話がありますけれども、本町が最も腰を据えて、何かの知恵を出して、今後も進まないといけないんじゃないんじやないのかなと思います。

町長の施政方針の演説の中では、これから町づくりは大きさを競うものではなく、町民一人一人が幸せな豊かさを目指すというふうにおっしゃっておるわけですけれども、その中でも過疎対策費という新たな項目をつくりまして検討委員会を設置し、マスコットキャラクター等の作製等の各種の検討を進めていくという方針で伺っているところでございます。

マスコットキャラクターが町の人口増になるかどうか、ちょっと私はよくわかりませんが、検討委員会を進めるという方針を打ち出しておると聞いておるところでございますので、検討委員会の概要や検討しようとしている内容や、できれば進捗の状況等がわかれればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、2点目の件名、人口減少問題についての対応策についてという要旨でございますがお答えしたいと思います。

長南町の直近、要するにこの6月1日の人口は9,158人でございます。1年余りで231人ほど減少いたしまし

た。また、5年前と比べると844人が減少いたしております。また、県全体におきましても、昨年の東日本大震災での液状被害、あるいは放射線量の関係、また人口構造の変化により、初めて千葉県も減少に転じたところであります。さらに、今後、県内の大都市でも高齢化が一気に進み、人口増加も望めないとの予測であり、各市町村とも今後の高齢者対策や財政的な対応を余儀なくされております。

本町におきましても、この対応策については、確実で明確なものではございません。地道な時間のかかる施策等の積み重ねが必要ではないかと考えております。

また、全国的な人口減少傾向であることを考えますと、人口減少に少しでも歯どめがかかるような施策にならざるを得ないとも考えております。

毎年、人口減少対策については、予算等を検討するに当たって第一に考え、町全体において各種事業を計画しておるところでございます。3ヵ年の実施計画に基づき、安心して魅力ある町づくりと住民福祉、あるいは高齢者対策、生活環境整備、活性化関係、あるいは教育環境づくり等いろいろ計画を実施しておりますが、最近の厳しい社会経済情勢の影響もあり、なかなか思うように人口減少に歯どめがかからない状況でございます。

このような中、本年度はマスコットキャラクターの作製を行い、長南町の地域の情報や観光PRを強く町内外に発信できるよう、また長年待ち望んでおりました圏央道（仮称）長南インターも間もなく供用開始となることも町にとっては強力な追い風になると考えております。

この機会を逃すことなく、米満地先の高層マンション計画におきましても、長南町の豊かな自然、広い空間等、他の地域にない付加価値を前面に押し出し、事業者による計画実現を期待しているところでございます。そのほか、いろいろな事業等、ほとんどすべてが過疎対策、人口増加対策のための施策と言っても過言でないと考えております。

なかなか効果があらわれない部分もありますが、今後もこの解消に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

1回目の答弁は終わらせていただきます。なお、キャラクターの関係についての、いつというような時期的なことについては、この後、担当から答弁させます。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） キャラクターの作製の関係でございますけれども、6月1日広報に掲載をさせていただきました。公募の絵柄、イラストになりますけれども、絵柄の公募期限を8月15日までということで、2ヵ月半をとらせていただきました。選定委員会で絵柄が決まりましたら、その後、愛称の募集を2回目やらせていただきたいということで、著作権の関係、登録商標の関係もございますので、そういう手続の関係もございます。予定では、11月3日のフェスティバルのときにデザインの発表ができればいいかというようなことで、今、進めさせていただいております。愛称の募集につきましては12月いっぱいぐらいで、今年度内に何とかすべて終了するような形で準備をさせていただいております。

また、広報の関係でございますけれども、長南町民以外からも募集はオーケーという形で、広く千葉県にあるデザイン学校、あるいは東京のそういった大きなデザイン学校、それから長南町に縁故もあります東京家政大学の学生さん、あるいは全国公募ガイドといったところにもPRをさせていただきまして、現在のところも

多数と言つたらあれかもしませんけれども、まだ日にちが浅いものですから、県外から応募をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） キャラクターのことはそんなに聞いたつもりもなかったんですが、要は施政方針の中で町長が言ったとおり、検討委員会等を考えたいということが多分、どこか文面に入っていたと思うんですね。それについての状況を今お聞きしたつもりであります。ですから、今まだ検討していないとか検討中だとか、その辺がもししているのであれば、その辺ちょっと情報としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 今年度予算の中で、過疎対策ということで新しく項目をつくりまして、過疎対策検討委員会を組織し、少し過疎対策の関係で話を煮詰めるというか、何か新しい意見か方法が出てくるものかどうか取り組んでみようかというようなことで計画をいたしてございます。いろいろと今準備を進めさせていただいてございますけれども、まだちょっと検討中ということで回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 検討中だということで了解をいたしました。

やっぱり町民同士が知恵を出して、せっかく今回、町長もそういう気持ちでいられますようですから、そういう機関を積極的につくっていただいて、各意見をどんどん吸い上げて、どうやって歯どめがかけられるのか、ふやすことはちょっと厳しいけれども歯どめの方策等々、いろいろな知恵をかりてぜひともやってもらいたい。今検討中だということでありますので、せめて上期中ぐらいにはできるぐらいのスピードを上げて取り組んでいただければと思うのでございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

それで、お隣の大多喜町も同じく今後の人口の減少の低下が厳しくなるというのを想定でありますので、過疎の指定を受けているということでありますけれども、その大多喜町と何か情報の交換等をしようと思うかしていないか、その辺ちょっと何か情報があれば教えてください。

○議長（松崎 熱君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 大多喜町さんに限らず、近隣の過疎対策に近いような施策、どんな施策を他町村さんはやられているのか、今はインターネットが非常に便利なものでございます。そういったところで目を凝らしながら、長南町で有効な方法はないかどうか、その辺は絶えず確認をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ということは大多喜町さんとは積極的なコンタクトはないということで、していないということでおろしいですね。

○議長（松崎 熱君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 大多喜町さんがどんな施策をとられているかということは承知しておりますけれど

も、直接まだ訪問したり、話をしたり、細かく聞きに行ったりと、そういうところまでは行っておりません。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。またひとつその辺を考えていただいて、大多喜町に限らず、近隣市町村はすべて過疎で、千葉県もだんだん人口が減少しているんですからあれですけれども、何かしらの参考になればということで、いろいろまた情報等をあつめていただければと思います。

それで人口は日本じゅうがふえるわけじゃないですから、本町だけにおいてどうしようもない話でありますけれども、人口減少に歯どめをかけるには、町外から町内に移住していただく方法を考えるとかもありますけれども、一番いいのは現住民が、我々の家族が子供をたくさんつくっていただいてふやしていく、余りここだけの話、新しい住民の方がふえますといろいろまた町の財政の点も厳しいものがあるのかもしれませんけれども、それはそれでまたあれですが、今こういう地元をふやすということについては、婚姻、結婚のすすめ、それから子供をつくっていただく、それから1人つくった人は2人つくり、2人つくった人は3人つくつていただくような、昔の5人、6人、7人という時代はちょっと異常な時代でありますから無理だとしても、なるべく産める方には子供をつくっていただくというような施策ですね。

子供が少ないと、いろいろな教育関係の弊害が出てくるのはご承知のとおりでありますけれども、家庭内の切磋琢磨の問題、近隣との問題、学校での問題ということで、非常に教育にはよろしくないということがもうわかるわけですね。

今言った1人の人には2人目と、2人目の人には3人目というようなことで、一つの考え方として、町長がそういう若いお母さん方を集めて、その辺の少子化の弊害、問題点があるよ、これは町の人口が減少する問題もあるけれども、皆さんのお子様方の中の問題も出てくる、教育の問題としては最大の問題だというようなことで、お母さんたちを集めて町長がひとつ何かでやっていただくというような懇親会のようなものをやっていただくというようなことも一案としてあるんじゃないかなという感じがしますけれども、この点、町長どう考えるか、ちょっと意見があればお聞きしたい。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今1人より2人ということですから、非常に難しいと思います。今、結婚をされている方はたしか2.3人か4人だと思いますね。2人よりお子さんがいるわけで。結婚しない方が非常に多いということで1.3人で、1人弱いるんですが、1.3人ぐらいですね。そういう状況ですから、結婚をしない人が多いということで、いずれにしてもその辺がやっぱり問題と。加藤議員さんはたしか結婚相談員なんかもお願いしていると思うんですが、町が声をかけても自分の子供さえもいいかげんにしろ、一緒になれと言ったって、そう簡単にできることではない、この前も非常に不適切な言葉は後で削除をしていただきますけれども、非常に難しい問題です、この案件については。

ただ、結婚されたものをお子様を1子、2子、3子で3人目はこうする、行政として経済的なお手伝いをするというようなことをするということになれば、それは私が考えて施策として打ち出せば、議会がよしとしてくれれば、一つの事業としては進めることができる。ただ、そういった、例で申し上げたことをやるにしても、今長南町の場合10万円出していますね。だけれども、下のほうにいくと、これ30万円、40万円と出しているんですよね。もっと過疎のほうへいくと、県内でも、ちょっとその辺があると、その手を打つてもちょっと弱い

ものがありますね。いろいろとおっしゃるように、何とか120人亡くなる人がいるんですから、45人や50人の生まれじやこれは引き算やったってくつつきませんから。そしてまたちょうど、お年ごろになるとで出て行かれる。

ただ、幸いにして、最近は学校に上がるようになったから夫婦で帰ってくるというようなこともなくはございません。学区によってはございますから。そういう面で帰ってきていただけるようになれば非常にいいんですが、出て行く者をとめるということにつきましては、本人の好みであって、生活環境というのものが、長南町と比べたら、特にショッピングとか教育の問題なんかになると、長南町よりもすぐれたところが非常に、地形的なこともあります。これは歴史、文化もございます。そういうことで、どうも長南町には人が、ただ、どこにも負けないものは、この自然と緑、空気のきれいなところだけで、ただ人情もすばらしいということでございます。そういうふうな評価をしていただいているが、それだけではよそと立ち向かっても、よそからどんどんふえてくるというようなわけで、人口減の歯どめの一助にはなっていることはたしかではございますけれども、人口をそれでふやすということには、今一歩何かを起こさなくちゃいけない。ただ、起こすには、非常に問題を抱えておると。

ですから、そんなことを言つては大変消極的な考え方になるんですけども、今日も質問の中で出ておりますように、10年後の計画では、たしか人口は7,500人程度になっているかと思います。そうしますと、少し減るような人口計画で、将来の長南町をどういうふうにしていくんだということが、基本的に考えられる。

余談になりますけれども、60年、都市計画決定をしたころには、長南町の人口は2万5,000人と押されたと、これは私ども担当でやった。自分が職員で2万5,000人で押されてね、とんでもない、大間違いをしたということで、1万2,000人にしたのかな、半分以下にしましたね。それでここへきてまた今度10年後には7,500人、こういう計画にならざるを得ないというのは、社会的な問題として出てきているということも、大きな長南町で抱えている問題でございます。

ですから、一口に言って、じゃこういうふうな施策でやりますと言つても、すばらしい薬になるというものは現時点では見出せない。そんなことで、10年後の人口をこういうふうにとらえてやるんですよと。

ですから、歯どめをかけると言っても、減少しているものをいかに少しづつにして活性化につなげて、活性化を保っていくかということでございます。現時点では、そのようなことで精いっぱいの事業展開であると。ただ、それではいかんと、今後に備えとしては、さらに輝くものにしていくには、人口ももちろん減ることが最小限に食いとめるように、率も最小限に食いとめる中でよきを發揮していかければならない施策を展開していかなければならない、こんなふうに考えているところでございます。

一口に言っても、じゃこういういいものが、手当てがあるかということだと、現時点ではないのではないかと。こういったせつかくの機会で一問一答でやっていますから、こういう考えがいいじゃないかというようなことがあればこの機会、あるいはまた何かの機会に、機会をとらえていろいろとお知恵を拝借できればと、こんなふうにも考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

10年後に7,500人ということで、ちょっと寂しい限りの予定で、もっとこれより下がってしまうのかもわか

りませんけれども、何とかしなくちゃいけないということあります。

先ほど、町外で結婚して戻ってくるという方がいるのは非常に喜ばしいことで、これはまた居住環境とか、いろいろな問題で、別の問題もあるんでしょうけれども、帰っててくれる方はいいんですけども、子供が小学校に行き出したら茂原市に出ていっちゃったと。よく聞いてみると、子供が少なくて、通学の面とか学校での競争心の面とかそういうことが多分あるんでしょう。親御さんの勤務の関係等もあるのかもしれませんけれども、そういう事例ちらっと聞いております。これについては、また学校の適正化の問題で、いろいろそちらでも協議、検討をしていただいて、そういうふうに出て行く人をなるべく減らさなくちゃいけないということもあるかと思います。

また、結婚して帰ってくればいいんですけども、結婚して長南町に住むところがないので、茂原市とか近隣のアパートメントのほうに住んで行っちゃったというのも結構聞きます。またこれはいろいろな面で住みやすい、住める環境をつくっていかなくちゃいけないということで、いろいろと協議をしてもらいたいと思いますけれども、先ほど町長もこのようなあいでいろいろな知恵をということもあると思いますので、さっき唐鎌室長のほうで準備をしているというようなことの委員会を、どういうものになるかあれですけれども、早急にまた検討していただいて、ない知恵を絞って歯どめをかけると、房総の下のほうのように、お金をもっと出すとか、いろいろな金銭面でいくのか、教育面でいくのか、いろいろあると思いますので、知恵を出す場所を、意見を聞く場所を早急につくってご検討いただければと思います。

それでは、これを終わりますが、何かなければよろしいですけれどもいいですか。

それでは、2問目を終わりまして、3問目、時間がありませんので急ぎます。

先ほど、森川議員のほうから協働についての話を聞いておりまして、私も協働ということで、同じようなことで題目は出していただいたんですけども、どうも今まで協働協働というふうに聞いておりますと、どうもこれは本当に真の協働なのかなと、協働というところの名をかりた町からのお願いとか、そんな感じで、眞の協働とは言えるのかというようなちょっと疑問がありましてお尋ねするわけですけれども、協働とは何かと考えた場合、地域の課題解決に向けて、行政単位では解決できない問題がある場合、または住民だけでは解決できない問題がある場合などに、何らかの目標を共有し、お互いの不足を補い合って、ともに協力して課題の解決に向け、役割分担、期限を決めて事業を協力して取り組みをするというようなことのようでありまして、町の協働に関する基本方針にもありますし、これでは協働とは、あらゆる主体がそれぞれの社会的役割と責任を認識し、お互いの持つ特性を尊重しつつ補完し合い、協力、連携をし合いながら、住民の地域参画の一層の促進により、住民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や、地域における課題解決という共通の目的のための創造的かつ持続的に取り組むこととし、お互いが充実感、達成感を共有することを目的とするということが基本方針にうたわれておるところであります。

この中の次に、原則としましては6つ程度の原則がありまして、第1に対等の原則、お互いが対等の関係である。第2に公開の原則、協働の過程や結果について積極的に情報公開をする。3、協議の原則、積極的に話し合い理解を深める。第4に相互理解の原則、お互いに尊重した上で役割や責任分担を明確にする。第5に目的共有の原則、目的の共有により役割や内容を明確にする。第6に時限性の原則、一定の時期に客観的に結果を評価して、協働活動を継続するか否かを検証していくんだと、こういうようなことで書いてあります。

先ほど、お聞きしたり、いろいろな広報とか読んでいる中では、見守り活動とかごみゼロ活動とかいろいろ、これは協働だということが述べられておるわけですけれども、どうもこの協働の基本方針から見ると本当かなと、どうも町の下請けではないかなと思うんですね。

協働とは難しいと思うんですよね。というのは、余り町民の方に協働協働ということで、町が積極的にいきますと、先ほど町長も話をしているとおり、考えれば町が面倒だから町民にやってもらおうというようなことにもなりかねる。今町長も心配しているとおり、町民から上がってくるのが本当の協働だと。町民から上がるか、町からいかくか、双方がお互いに状況が合って歩み寄ったかというようなことが一番多分いいということもありますからなんですねけれども、どうも今、町が協働と言っているのはちょっとどうなのかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 1回目の質問の要旨は担当のほうでまとめてくれてあったんですが、それを破棄して質問にお答えします。私の協働の考え方は、加藤さんにちょっとつけ加えたいことは、私はこの協働というものが盛んにやるというか、本当はこういうふうに今の経済状態のように今の財政状況になる前に、本当の協働精神、みんなが、先ほど私が言ったように、集会場に集まる機会も本当に減ったというようなこと、昔は本当に何でも集会場に集まってお茶を飲んだり、場合によってはアルコールも入ったりなんかして、話し合い場があったりなんかしたもので、すばらしい皆さんで仲間としての先輩後輩があってもすばらしいものであった。それが今の社会では欠けておるということが第1点。それと財政の問題で非常に厳しくなったので、要するに公助、町だけではいけない、それで自助というようなことからお互いにこの町づくり、世の中をつくっていきましょうというようなことから協働というものが生まれてきたんで、それで加藤さんがおっしゃった、こういった6つのことや何かも、これは本当に町がおつけたものじゃだめ、皆さんだけでやろうと思ってもだめ、お互いがこれでいいだろうよ、ああそうだねということでやる協働が本当の協働である。

そして、今やっている事業というか、やっていろいろともらってるものが、何か加藤さんのイメージではちょっと何か違うんじゃないかということでございますけれども、私はそう違わないと。皆さんのアンケート、中身は、これは皆さんと一緒にしようと思うと嫌で嫌でしょうがないけれどもそれに参画している人が多いとすれば、それはもうちょっと問題です。そうじゃなくして、私も喜んで皆さんと一緒にさせていただいているんだというような協働であるんだったら、私は今そうなっていると思っていますから、そうイメージとしてすばらしい協働の実をあげている、お互いに協力し合ってやっているんだなというふうに感じているところでございます。

そういうところで、ちょっと加藤さんと違いますけれども、私はすばらしい協働だと思っています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

そういうお考えもあるでしょうし、本当に協働の概念を正確に言ってしまうというような、こういうことで見ますと、そうなっておるので、お互いが対等な立場で行政と住民が互いに協力をして悪いところは直していくというのが協働だというようなふうに感じておりますですから、余り町からお願いをしてきた従来のものがこれは本当に協働なのかなというような疑問を持って、お聞きしたわけであります。

余り眞の協働というのは多分意見の相違ですけれども難しいんだろう。物の本によっても、町村あたりで本当の協働というのは難しいなというふうに書いた本がありましたけれども、そうかなと思っておりますけれども、要は余り協働が芽生えないということだとすれば、その町に不満がないんだと、町長の施策がよろしくてその町に不満がないので、住民もそう問題意識がないと、問題意識がないのに協働がないわけですから、余り援助したり補助したり補助金を出したりしているとそれが当たり前になってしまって、もうもらうのが当たり前なんだというような形でいってしまうんじゃないかな。よしんば何もなくて、いやもうどうしようもないということになると、我々もやるから町もちょっと援助してくれと言って、何かの事業が生まれる、これが協働の本筋じゃないかと思っておるところでございます。

この問題はまたいろいろ考えていただいて、協働は悪いことではない、もうどんどん進めていいことがあれば進んでいくべきものでありますし、協働に反対するものでは全くありませんし、協働をどんどんできるものであれば推進していくべきであります。

先ほど、お金の問題がどうこうとありましたけれども、金のかかることはかかることでしょうがないというようなこともあるでしょうし、例えば協働のほうでN P O等に委託をしたりとか、いろいろな方法もあるようです。金のかからないことはいいことですけれども、金のかかることであっても多少のことはやむを得ない。それが生活にいい条件を与えてくれるのであれば大いに進めていただきたいと思うところであります。

協働の状況をちょっと聞こうと思ったんですけども、近隣なんか市町村で協働にそうやっているところはありますか。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 本町で行っております行政からお願いしたり、行政主導型の住民との協働作業というようなものは、近隣、長生郡内の市町村でも行っております。

目新しい協働事業ということでは、ちょっといろいろと調べておりますけれども、郡内では一宮町さんが社会福祉協議会の高齢者用の外出支援サービスというのも、これは有償ボランティアでやっておる事業でございますけれども、そういうのも協働になるのかなというふうには思っておりますが、その辺は近隣の情報には今後とも目を光らせながら、参考にさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

ということは、基本方針政策と本町は持っておりますけれども、ほかの市町村、近隣はそういうものは持っていないだろうということでおろしいですか。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 協働に関するこの基本指針の話。

○7番（加藤喜男君） そういうものを、本町以外で持っているかどうかという話。

わからなければ結構です。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 前任が田中室長だったんですけども、持っているということでございます。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

時間もないで、じゃ次に移って、最後ですみません。

質問の4番目としまして、防災行政無線のデジタル化ということでございます。

本年度の予算におきまして、工事請負費で2,400万円が計上されておるわけであります。第1回の定例会におきまして、デジタル化の必要性についての説明をいただいたところであります、再度お聞きするわけであります。

テレビ放送や携帯電話など、みんなアナログからデジタルに切りかわりまして、テレビもデジタルにかわつておるということで、総務省から何がしの電波の有効利用というようなことでデジタル化の要請があるのかどうか、ついでに時間もないで、前回アナログの家庭用の機器についてはもうないということでデジタル化せざるを得ないというようなことでデジタル化をするのか、この辺がちょっとわかれば再度お願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 進捗状況でもありますけれども、今の防災無線は、設置後20年が経過しておるわけでございまして、デジタル化への移行が今後のスケジュールとしては全国的に見ても、そういう傾向にあるということで、アナログの個別受信機なんかも製造されていないということでございます。

そんなことで、町のほうでは24年度から28年度の5カ年をかけて、総額3億2,000万円程度をかけて工事をしたい。本年度は2,357万2,500円という非常に小さいけたの、下のけたまで申し上げましたが、実はスイス通信株式会社と工事請負契約をついこの間、締結をしたところでございます。

そういったことにしておりまして、野見金に中継局を1基、子局43基、個別受信機3,500台を段階的に整備していくということです。

それで、質問の要旨にございました国の考え方といたしましては、今後34年、まだですからちょうど10年後の位置にあるかと思いますが、34年11月をめどに防災行政無線のアナログ方式について全面廃止する方向性が出ておりますので、町としては順次ということでございます。

そういったことで、10年後にはデジタル方式が国で採用になる、そのようになるということでございます。

そういったことで先駆けて、私のほうの受信機も個別受信機もなくなったということでございますので、5年ぐらいかけて事業を実施したいということで、事業計画を立てておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

時間もないであれなんですけれども、総額3億数千万円かかるということありますけれども、これはスイス商事、スイス何とかに決まっていて契約が締結されたんですか。どうですか。

○議長（松崎 熱君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、町長の答弁で申し上げた、総事業費の3億2,000万円というのは、5カ年のこれからの計画のトータルでございます。5月中旬に契約締結をした2,357万円というのは、今年度の、単年度の工事費でございます。今年度は中継局それと子局、この工事費が今年度2,357万円ということでご理解いただきたいと思います。

それとあと、個別受信機が50台が予算計上でこの中に入っています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ちょっと不勉強であれなんですけれども、地上デジタルは今2億5,000万円で契約を議会の議決でやるんですけども、3億数千万円の工事の関係はこれは議会に通るんですか。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 先ほど町長のお話であったとおり、今年度はもう既にアナログの個別受信機が在庫は全くゼロ、ない状態という点と、今回この緊急的、応急的にこのデジタルの個別受信機に切りかえるために、野見金中継局と子局を先行して一体として整備しなければならないということでやった工事という考え方でご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まだ十分でない、加藤さんがおっしゃっているように、3億2,000万円はこれからどうなるんだということだと思うんです。ただ、年割りをこれから予定を立てて、事業計画を立てていく中で条例で定める、あるいは地方自治法で定める請負金額の議会議決を要するもの、5,000万円とかそういう金額をオーバーした場合は、議会のほうへご提案、もちろん議会では予算はつけていただいて、請負契約の締結もまた議会に諮るというような手はずにはなります。

ただ、まだそこまでいつこうなるということは、年次計画の中では5カ年、だからあと4年の中でやるんだということで、ひとつ今の段階ではご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

先ほど、スイス商事でよかったです。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） スイス通信システム株式会社です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今後のデジタル化も、スイス通信何々のほうでもういくということは決まりですね。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、町長からご答弁があったとおり、本年度はこういう形になりましたけれども、次年度以降はその計画の中でやっていきますので、こうなのかというと、町の財政状況とかいろいろありますので、予算の組み方だとか全体の財政状況を勘案しながら、今後どうしていくかとかなると思いますので、そこら辺でもう必ずここに決まったというものではないと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ちょっとわかりやすくお答えします。

加藤さんがおっしゃっているものは、あと残しているものは、今請負っている何とか通信と、あと決まるんじやないかということなんだけれども、そうではありません。入札方法をとるのか、随意契約でいくのか、その辺については、今後の執行状況については今ここでこうだということは申し上げられない、今後の課題でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

いろいろ通信会社というのは、いろいろ日本でいっぱいあるんだと思います。その辺でまた、選定に当たりましては明朗に安いところがうまくいくと、同じになることもありますけれども、ひとつよろしくお願ひをしたいということで、時間もきましたので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日21日は、特に午前10時に繰り下げる会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時07分）